

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の児童ポルノ規制法により、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」という非常に曖昧な第2条第3項第3号の規定によって定義されるものも含め、児童ポルノの提供及び提供目的の所持まで規制されている。最近も、2009年4月に、アフィリエイト広告代理店社長が児童ポルノ規制法違反幫助容疑で送検され、2009年5月に、児童ポルノサイトへのリンクを張ることについて、児童ポルノ公然陳列幫助容疑で2名が送検され</p> <p>http://www.j-cast.com/2007/05/09007471.html、 http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/05/09/15641.html参照)、2009年6月には、女子高生の水着を撮影したDVDを児童ポルノとして製造容疑でビデオ販売会社社長他が逮捕されるなど</p> <p>http://www.47news.jp/CN/200907/CN2009071901000294.html参照)、警察による法律の拡大解釈・恣意的運用は止まるところを知らず、現行法の運用においてすら、インターネット利用の全てが極めて危険な状態に置かれている。</p> <p>このような全く信用できない警察の動きをさらに危険極まりないものにして、与党である自民党と公明党は、児童ポルノ規制法の規制強化を企て、「自身の性的好奇心を満たす目的で」という主観的要件のみで児童ポルノの所持を禁止する、いわゆる単純所持規制を含む法改正案を第171回国会に提出し、民主党はやはり危険な反復取得罪を含む法改正案を提出し、国会で審議が行われた。第171回国会の解散によって、これらの改正法案は一旦廃案となったが、自民公明両党によって再提出され、今なお継続審議とされているのであり、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとする法改正の検討が今後も続けられかねないという危うい状態にあることに変わりはない。</p> <p>2009年6月には、警察庁、総務省などの規制官庁が絡む形で、検閲にしかなりようがないサイトブロッキングを検討する児童ポルノ流通防止協議会が発足し、この協議会で児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドラインが作られ、さらに、警察庁からアドレスリスト作成管理団体の公募が行われ、2010年7月には、内閣府の児童ポルノ排除対策ワーキングチームと犯罪対策閣僚会議によって、2010年度中にサイトブロッキングを自主規制として導入するという目標を含む児童ポルノ排除総合対策がとりまとめられている。</p> <p>1. 単純所持規制及び創作物規制について</p> <p>閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、</p>

思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得えない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くなり。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

児童ポルノ規制法に関しては、既に、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることは今の法律の地道なエンフォースであって有害無益な規制強化の検討ではない。児童ポルノ規制法に関して検討すべきことは、現行ですら過度に広汎であり、違憲のそしりを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみである。

2. サイトブロッキングについて

警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、インターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロッキング等を行うことは、実質的な検閲に他ならず、決して行われてはならないことである。いくら中間に団体を介そうと、一般に公表されるのは統計情報

に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このことは、このようなリストに基づくブロッキング等が、自主的な民間の取組という名目でいくら取り繕おうとも、どうして憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や通信の秘密、検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないかということの根本的な理由であり、小手先の運用や方式の変更などでどうにかなる問題では断じて無い。現時点でこの問題の克服は完全に不可能であり、アドレスリスト作成管理団体のガイドライン、公募、これに対する血税の投入等を全て白紙に戻し、このような非人道的なブロッキング導入の検討を行っている各種検討会を全て即刻解散するべきである。

さらに言えば、このように自主規制と称しながら、内閣府の児童ポルノワーキングチームや犯罪閣僚会議といった官主導の会議で実質的な検閲に他ならないブロッキングの導入方針を決めるなど、異常極まりないことである。政府にあっては、速やかに自らの過ちを認め、閣議決定等により危険かつ有害無益な規制強化の方針決定の撤回を行うべきである。

政府において、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、前国会のような危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。

違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。

なお、ブロッキングに関する広報・啓発を行う必要があるとすれば、現時点では、権力側によるその濫用の防止が不可能であり、表現の自由や通信の秘密といった憲法に規定された国民の基本的な権利に照らして問題のない運用を行うことが不可能であるという問題の周知にのみ努めるべきである。

3. プロバイダーのセーフハーバーについて

警察の恣意的な運用によって、現行法においてすら児童ポルノ規制法違反幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあることを考え、今現在

民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討すべきである。

4. 国際動向について

児童ポルノの閲覧の犯罪化と創作物の規制まで求める「子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」の根拠のない狂った宣言を国際動向として一方的に取り上げ、児童ポルノ規制の強化を正当化することなどあってはならないことである。児童ポルノ規制に関しては、最近、ドイツのバンド「Scorpions」が32年前にリリースした「Virgin Killer」というアルバムのジャケットカバーが、アメリカでは児童ポルノと見なされないにもかかわらず、イギリスでは該当するとしてブロッキングの対象となり、プロバイダーによっては全Wikipediaにアクセス出来ない状態が生じたなど、欧米では、行き過ぎた規制の恣意的な運用によって弊害が生じていることも見逃されるべきではない。アメリカだけを取り上げて、FBIが偽リンクによる捜査を実行し、偽リンクをクリックした者が児童ポルノがダウンロードしようとしたということで逮捕、有罪にされるという恣意的運用の極みをやっている

(http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323_fbi_fake_hyperlink/参照)、単なる授乳写真が児童ポルノに当たるとして裁判になり、平和だった一家が完全に崩壊している

(<http://suzacu.blog42.fc2.com/blog-entry-52.html>参照)、日本のアダルトコミックを所持していたとして、児童の性的虐待を何ら行ったことも無く、考えたことも無い単なる漫画のコレクターが司法取引で有罪とされている

(<http://wiredvision.jp/news/200905/2009052923.html>参照)などの、極悪かつ非人道的な例が知られている。単純所持規制を導入している西洋キリスト教諸国で行われていることは、中世さながらの検閲と魔女狩りであって、このような極悪非道に倣わなければならない理由は全く無い。

しかし、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ており、アメリカにおいても、2009年1月に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2009年2月に連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていることや、2009年のドイツ国会への児童ポルノサイトブロッキング反対電子請願

(<https://epetitionen.bundestag.de/index.php?action=petition;sa=detail;petition=3860>)に13万筆を超える数の署名が集まったこと、ドイツにおいても児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、既に憲法裁判が提起され

(<http://www.netzeitung.de/politik/deutschland/1393679.html>参照)、去年与党に入ったドイツ自由民主党の働きかけで、法施行が見送られ、ドイツは政府としてブロッキング撤廃の方針を打ち出し、欧州レベルでのブロッキング導入にも反対していること

(<http://www.welt.de/die-welt/vermischtes/article6531961/Loeschung-von-Kinderpornografie-im-Netz.html>、<http://www.zeit.de/newsticker/2010/3/29/iptc-bdt-20100328-736-243608>

[66xml](#) 参照)なども注目されるべきである。スイスにおいて最近発表された調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制の根拠は完全に否定されているのである (<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されるべきではない (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/491&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en> 参照)。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきであり、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならない。

かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけるべきである。

5. 児童ポルノ排除対策ワーキングチームについて

上で書いた通り、政府の会議で自主規制と称して実質的な検閲の導入方針が決定されること自体異常極まりないことであるが、このような危険かつ有害無益な規制強化の方針を含む児童ポルノ排除対策ワーキングチームは、ホームページなどを参照する限り、2回しか開かれておらず、議事録も不十分であり、有識者として呼ばれたと分かるのは、児童ポルノ規制について根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える非人道的な日本ユニセフ協会のアグネス・チャン氏1名のみである。その下のワーキンググループに至っては議事概要すら公開していない。児童ポルノ排除総合対策案に対するパブコメの期間も実質10日程度とあまりにも短く、到底国民の意見を聞く気があるとは思えない形で意見募集が行われている。パブコメの結果についても、運用以前の問題としてブロック等に対する意見が圧倒的多数だったと思われるにもかかわらず、「運用面での配慮を求める意見が相当数寄せられた」と国民から寄せられた意見を勝手に歪曲し、結果概要にパブコメとは無関係の新聞記事を付けて印象操作を行うなど、到底許されざる恣意的操作を内閣府はパブコメ結果に加えた。

このワーキングチームあるいはグループは議事録、議事の進め方、対策のとりまとめ方等あらゆる点で不透明であり、このような問題だらけのワーキングチームで表現の自由を含む国民の基本的権利に関わる重大な検討が進められることなど論外である。このような検討しかなし得ない出来レースの密室政策談合ワーキングチーム・ワーキンググループは即刻解散するべきである。

このワーキングチームは即刻解散するべきであるが、さらに今後児童ポ

	<p>ルノ規制について何かしらの検討を行うのであれば、その検討会は下位グループまで含めて全て開催の度数日以内に速やかに議事録を公表する、一方的かつ身勝手に危険な規制強化を求める自称良識派団体代表だけで無く、表現の自由に関する問題に詳しい情報法・憲法の専門家、児童ポルノ法の実務に携わりその本当の問題点を熟知している法律家、規制強化に慎重あるいは反対の意見を有する弁護士等も呼ぶ、危険な規制強化の結論ありきで報告書をまとめる前にきちんとパブコメを少なくとも1月程度の募集期間を設けて取る、提出されたパブコメは概要のみではなく全文を公開するなど、児童ポルノ規制の本当の問題点を把握した上で検討が進められるようにするべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>児童ポルノ規制法（正式名称は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違憲のそしりを免れない現行の児童ポルノ規制法について、速やかに児童ポルノの定義の厳格化のみの法改正を行う。 ・ 児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないことと閣議決定する。 ・ 憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討する。 ・ プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討する。 ・ 児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかける。 ・ 児童ポルノ流通防止協議会、内閣府の児童ポルノ対策ワーキングチーム等を解散し、サイトブロッキングの導入に関する検討を完全に停止する。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	インターネット・ホットラインセンター・日本ガーディアン・エンジェルス・日本ユニセフ協会
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>単なる民間団体に過ぎないにもかかわらず、一般からの違法・有害情報の通知を受けて、直接削除要請を行っている、インターネット・ホットラインセンターという名の半官検閲センターが存在している。</p> <p>同じく民間団体に過ぎないにもかかわらず、日本ガーディアン・エンジェルスという団体が、犯罪に関する情報を匿名で受け付け、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということを行っており、この7月からネットでの受理まで開始している。</p> <p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、2009年6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えるなど、寄付行為に書かれた財団法人の目的を大きく逸脱し、明白に公益を害する行為を繰り返し行い、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとしようとしている。</p> <p>サイト事業者が自主的に行うならまだしも、何の権限も有しないインターネット・ホットラインセンターなどの民間団体からの強圧的な指摘により、書き込みなどの削除が行われることなど本来あってはならないことである。このようなセンターは単なる一民間団体で、しかもこの団体に直接害が及んでいる訳でもないため、削除を要請できる訳がない。勝手に有害と思われる情報を収集して、直接削除要請などを行う民間団体があるということ自体おかしいと考えるべきであり、このような有害無益な半官検閲センターは即刻廃止が検討されて良い。このような無駄な半官検閲センターに国民の血税を流すことは到底許されないのであって、その分できちんとした取り締まりと削除要請ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保するべきである。</p> <p>日本ガーディアン・エンジェルスについても同断であり、直接害が及んでいる訳でもない単なる一民間団体が、直接一般からの通報を受け付け、刑事事件に関与して、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということ自体異常である。インターネット・ホットライン・センターにせよ、この日本ガーディアン・エンジェルスにせよ、警察の本来業務を外部委託することがそもそもおかしいのであり、日本ガーディアン・エンジェルスに無駄に国民の血税を流すべきでは無く、その分できちんとした情報受け付けと事件の解決ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保するべきである。また、このようなことに手を染めている日本ガーディアン・エンジェルスは、特定非営利活動法人あるいは認定特定非営利活動法人の名に値するものでは無く、その取り消しが検討されるべきである。</p> <p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、この6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入</p>

	<p>を訴えているが、日本ユニセフの寄付行為 http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_kifu.html 参照)において、根拠無く焚書と表現弾圧を叫ぶことは、ユニセフの趣旨には入っていないと考えられ、このようなことが事業としてあげられている訳もなく、このような行為は寄付行為違反である。さらに、民主主義の基礎中の基礎である表現の自由等の精神的自由の重要性を考えると、寄付行為違反を超えて、このような行為は明白に公益を害するものである。「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第96条に基づいて、日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から改善命令を出すべきである。また、このような法人は、公益法人あるいは特定公益増進法人の名に値するものではなく、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定取り消しをするべきである。(なお、日本ユニセフ協会は、そのHP http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.html において、募金の税法上の優遇について、特定公益増進法人への寄付が優遇措置を受けられると書いているが、公益法人改革の一環として、既に全ての公益法人に対する寄付に対して同等の優遇措置が認められているのであり(財務省HP http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm の注参照)、これもかなり悪質なミスリードである。)</p>
<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>特定非営利活動促進法 租税特別措置法第66条の11の2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット・ホットラインセンターを廃止する。 ・日本ガーディアン・エンジェルスにおける警察の委託事業を停止する。 <p>また、同時に、日本ガーディアン・エンジェルスに対して、特定非営利活動促進法及び租税特別措置法第66条の11の2に基づく特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人の認定の取り消しを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から公益を害する活動を止めるよう改善命令を出す。また、日本ユニセフ協会に対して、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定を取り消す。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	情報公開法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	政策決定に関わる重要文書・資料の保存義務とその義務違反に対する罰則が不明確である。さらに、曖昧な理由に基づいて行政機関等が文書の不開示を決めることが可能である上、その後の客観的な事後救済制度の整備も不十分である。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	情報公開法（正式名称は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」である。）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他省庁、議員、審議会等委員、関係団体とのやり取りに使用された政策決定に関わる文書は全て作成者と使用者の個人名と役職を付して最低10年保存を義務化し（メール、FAX、電話、面談等全てのやり取りの記録と保存を義務化するべき）、5年でHP上に全て自動公開されるシステムを法制化するべきである。 ・ 全文書に適用される期限を法定し、それ以降は理由によらず必ず公開されるとするべきである。 ・ 文書を廃棄する場合は、HP等による事前告知を義務化するべきである。 ・ 文書管理責任者を明確にし、故意又は過失による廃棄又は虚偽主張に処分を加えられるとするべきである。 ・ 開示の実施の方法は、原則として請求者の求める方法によらなければならないと法定し、オンライン開示、電子媒体による開示の促進を図るべきである。 ・ 不開示情報である「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報」かどうかの判断に、行政機関等の裁量を大きく認めるべきでない。 ・ 国等における審議・検討等に関する情報で、それを公にすることにより、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある情報についても、行政機関の裁量が大きく入る余地があるため、原則開示とすべきである。 ・ 情報公開法6条1項から「容易に」とただし書きを削除し、可能な限り情報は切り分けて開示しなければならないと明確化するべきである。 ・ 情報公開法5条1号ハに公務員の氏名を加え、公務員の個人名も原則開示にし、5条5号・6号二を削除・修正し、省庁の検討情報と天下りも含め人事に関する情報も後に原則開示されるとするべきである。 ・ 開示請求から開示決定等までの期限を短縮する。 ・ 特例としての開示の無期限延長を見直す。 ・ 実費と利用者の負担の両方のバランスを考慮し、手数料の減額を検討する。

	<ul style="list-style-type: none">・不服申立てがなされてから審査会への諮問を行うまでの法定期限を導入する。・情報公開訴訟を、原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所にも提起できるようにする・裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書の標目・要旨・不開示の理由等を記載した書面（いわゆるヴォーン・インデックス）の作成・提出を求める手続を導入する・・裁判所が対象文書を実際に見分し、不開示情報の有無等を直に検討できるインカメラ審理手続を導入する。・衆議院事務局は申し訳程度に規定を設けているようだが、それだけではなく、参議院事務局、会派又は議員の活動に関する情報を含め、各議員も含め国会全体におけるきちんとした文書保存制度と情報公開制度を整え、立法府についても保存年限に応じた文書の自動公開システムの法制化を行うべきである。
--	---

意見提出者	個人
1. 項目	国際組織犯罪防止条約・サイバー犯罪条約及びこれらの締結に必要な法改正・ウィルス作成罪
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国際組織犯罪防止条約の締結には、共謀罪の創設が必要とされているが、現状でも大規模テロなどについてはすでに殺人予備罪があるので共謀罪がなくとも対応でき、その他、個別の立法事実があればそれに沿った形で個別の犯罪についての予備罪の適否を論ずるべきであって、広範かつ一般的な共謀罪を創設する立法事実はない。実行行為に直接つながる行為によって、法益侵害の現実的危険性を引き起こしたからこそ処罰されるという我が国の刑法学の根幹を揺るがすものである共謀罪は、決して導入されるべきではない。組織要件の厳密化にしても、今現在国会に提出されている修正案のような、その目的や意思のみによる限定は客観性を全く欠き、やはり恣意的な運用しか招きようのない危険なものである。このような危険な法改正を必要とする国際組織犯罪防止条約は日本として締結するべきものではない。</p> <p>サイバー犯罪条約は、通信記録や通信内容等の情報の保全・捜索・押収・傍受等について広範かつ強力な手段を法執行機関に与えることを求めているが、このような要請は、我が国の憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くものであり、この条約も日本として締結するべきものではない。前国会に提出されていた法改正案中でも、差し押さえるべき物がコンピューターである場合には、このコンピューターと接続されているあらゆる記録媒体とそこに記録されている情報を差し押さえ可能であるとされていたが、昨今のインターネットの状況を考えると、差し押さえる範囲が過度に不明確になる懸念が強く、裁判所の許可無く捜査機関が通信履歴の電磁的記録の保全要請をすることが出来るとしていた点も、捜査機関による濫用の懸念が強く、このような刑事訴訟法の枠組みの変更は、通信の秘密やプライバシー、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がない限り、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利、といった我が国の憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くものと私は考える。</p> <p>また、ウィルス作成等に関する罪についても、以前の法改正案の「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」電磁的記録という要件は、客観性のない人の意図を要件にしている点でやはり曖昧に過ぎ、このような客観性のない曖昧な要件でウィルス作成等に関する刑罰が導入されるべきではない。</p> <p>留保・解釈を最大限に活用しても、憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くことになるだろう、これらの条約は、日本として締結するべきものではないものである。前国会に提出されていた法案は廃案のままにするとともに、条約からの脱退を検討し、今後、ウィルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期すべきである。</p>

<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>国際組織犯罪防止条約（正式名称は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」） サイバー犯罪条約（正式名称は、「サイバー犯罪に関する条約」）刑法の改正検討</p>
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前国会に提出されていた、国際組織犯罪防止条約及びサイバー犯罪条約の締結のための法改正案は廃案のままにすると閣議決定を行う。同時に、条約からの脱退を検討する。 ・ウィルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期す。

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノに係わるインターネット上での「表現規制」「言論規制」等「情報規制」の緩和及び撤廃
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>近年、児童ポルノに係わる情報を規制するという目的で、それ以上の多くの健全情報すら規制されてしまうようなリスクの非常に大きいブロッキング制度を行おうと言う状況があり、これによって知の集積体であり、広域な交流の場でもあるインターネット上での国民の自由や権利が著しく損なわれようとしており、危険な状況である。</p> <p>国民の知的探求や知的交流によって成される知的向上がそれによって著しく損なわれる事は、国民、ひいては国そのものの活力を奪う結果となり、国家存亡の危機となる。</p> <p>諸外国からの児童ポルノに係わる情報規制の要請は、豊かな知的コンテンツを育む国である日本国の知的な弱体化、ひいては国家そのものの弱体化を狙う意図すら考えられ、安易に諸外国の要請を鵜呑みにするのは国家存亡に係わると考える。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>(通称) 児童ポルノ規制法及びその改正案</p> <p>(通称) 児童ポルノブロッキング制度</p> <p>(通称) 青少年健全育成条例の一部</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>現状でも必要な規制・制度は揃っており、一部は現状でも過剰規制である為、速やかに制度や規制の緩和、もしくは撤廃を行うべきである。</p> <p>そもそも、児童ポルノに係わる情報規制自体、根拠が薄弱であり、効果も疑問であるので現状以下の規制で十分と考えられる。</p> <p>また、蛇足となるが、情報の規制よりも、積極的な「家庭内教育」を推進し、各家庭で議論・教育による解決をすべきで、このような道徳的問題・内心的問題に、教育機関を含む行政が手を出すべきではない。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	青少年携帯電話フィルタリングの緩和																
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>青少年健全育成を目的として、携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されています。その目的は、青少年の健全育成で、2009年に、特に、中学生の携帯電話のフィルタリングの使用が進みました。</p> <p>一方、警察庁生活安全局少年課による、少年非行等の概要（平成21年1～12月） http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/syonenhikou_h21.pdf の資料第7ページ（PDFの15頁）の図11の表の「強姦」欄に、中学生の犯罪傾向の推移の統計があり、それによると、触法少年（13歳以下少年）による強姦犯罪は</p> <table border="1"> <tr><td>2002年</td><td>14件</td></tr> <tr><td>2003年</td><td>14件</td></tr> <tr><td>2004年</td><td>7件</td></tr> <tr><td>2005年</td><td>11件</td></tr> <tr><td>2006年</td><td>7件</td></tr> <tr><td>2007年</td><td>10件</td></tr> <tr><td>2008年</td><td>8件</td></tr> <tr><td>2009年</td><td>15件</td></tr> </table> <p>と犯罪件数が推移した結果が記載されています。</p> <p>すなわち、2002年から2008年まで概ね減少傾向にあった中学生の強姦犯罪が、中学生の携帯電話のフィルタリングが十分に普及した2009年に、突然に増加に転じています。</p> <p>中学生の健全育成を目的としても、携帯電話のフィルタリングによっては、その犯罪は減るどころか、かえって増えてきています。この統計からは、青少年の携帯電話のフィルタリングには、青少年の犯罪を減らす効果は無い、ということと言えます。</p>	2002年	14件	2003年	14件	2004年	7件	2005年	11件	2006年	7件	2007年	10件	2008年	8件	2009年	15件
2002年	14件																
2003年	14件																
2004年	7件																
2005年	11件																
2006年	7件																
2007年	10件																
2008年	8件																
2009年	15件																
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律																
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見	<p>効果が無い青少年フィルタリングを強行することは、青少年に無駄な抑圧感を植えるだけであって、害はあっても益は無いと考えます。</p> <p>青少年の携帯電話は、フィルタリングによって、その利便性が損なわれています。</p>																

直しの方向性についての提案	その利便性を損なうフィルタリングを利用するか否かは、青少年の育成に責任を持つ両親が決定すべきであって、行政からは、フィルタリングを強制することは望ましく無いと考えます。 統計データからは、フィルタリングが青少年の育成に害を与える蓋然性があるとも考えられますので。
---------------	--

意見提出者	個人
1. 項目	医薬品のインターネット販売規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>いつもインターネットで購入していた医薬品が買えなくなり、大変不便に感じています。</p> <p>時間・場所の制限なく、生活必需品である市販薬の買い物ができるというのは ICT のまさに真骨頂であるのに、それが薬事法のせいで妨げられています。</p> <p>特に「妊娠検査薬」等の副作用というものが存在しない医薬品や、一部の「歯磨き粉」「のど飴」「マウスウォッシュ」までもネットで購入できなくなっています。</p> <p>これらの医薬品は、そもそも改正薬事法の趣旨「副作用リスクの周知徹底」と社会通念上かけ離れています。</p> <p>また「複数店舗で同一商品の価格をじっくり比較し、より安い価格の店で買う」というのも ICT 活用の利点ですが、医薬品がネットで購入できない現在、薬局のカウンター奥にある風邪薬等が欲しい場合は、店頭で薬剤師さんに声を掛けなければなりません。声を掛けて銘柄指定した上で価格を聞いてやはり断る、ということは事実上できませんので「店舗の言い値」で購入せざるを得ません。</p> <p>また風邪薬等のカウンター奥の医薬品は、カウンターの外側からは価格表示が見えにくいようになっている店舗が多いです。</p> <p>つまり、他店舗との価格比較という選択肢は現時点では完全に失われてしまっています。</p> <p>その意味で「価格比較」という ICT の利点活用も妨げられています。</p> <p>さらに「店舗の在庫状況や、医薬品成分について情報を自分でじっくり納得がいくまで 質問したり調べることができる」という ICT の利点も、医薬品の購入に関しては妨げられています。</p> <p>「店頭での薬剤師の説明」は、残念ながら現状では適切に行われていません。</p> <p>「この成分について知りたい」と思っても、嫌そうな顔をされて答えてもらえなかったことが何度もありますし、「風邪薬〇〇P」が欲しいのに、同じブランドの末尾のつく記号が異なる(欲しい成分と異なる)「風邪薬〇〇Z」しか店頭に置いていなかったりすることもよくあります。</p> <p>一方、インターネットならば、検索エンジン等を活用し、自分で調べ、必要があれば専門家にメール等で相談し、納得した上で在庫がある店を選んで購入することができます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・	改正薬事法

規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	従来通り、インターネットで薬が購入できるようにすべきだと思います。 ただし、有効期限がある商品の大量発注(例：風邪薬を 50 箱)等に関しては、販売者が注文者に対して、電話やネットを介した映像付き音声チャット等で必ず目的を確認し、妥当な理由がない時は、5 箱以下しか販売しない等の数量制限を設けるのが妥当だと思います。

意見提出者	個人
1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	警察による出会い系サイト規制法の拡大解釈・恣意的運用によって、ネット利用における不必要かつ有害な萎縮効果が既に発生しています。これは、人と人が出会うという自然な出来事を、ネット上で起こることであるという点だけで問題視し規制できるようにしたためであるといえます。コミュニケーションが取れるサイトを運営していれば逮捕できるようになっているという不明瞭な基準のため、通信の自由の阻害や別件逮捕などの弊害が懸念され、実際にそのような事例が起こっています。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	出会い系サイト規制法を改正前の状態に戻し、改めて出会い系サイトの何が問題なのかを公正な立場から検討しなおす。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする青少年ネット規制法が2008年6月に成立し、2009年4月から施行されています。また、東京都等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由によってのみ子供のフィルタリングの解除を認め、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタリングの実質完全義務化を推し進めようとしています。</p> <p>しかしこれは保護者の教育権に踏み込むものであり、また例え青少年・児童であっても情報を得る権利を阻害するものです。フィルタリングの技術も完全とはいえず、青少年がどうしても必要としてなおかつネットからでないで得ることが困難な情報や通信を遮断してしまわないとも限りません。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律</p> <p>東京都青少年の健全な育成に関する条例を始めとする各地方自治体の条例</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>現行の青少年ネット規制法及び各条例を廃止し、青少年と接する現場の人々からの意見を取り入れて青少年の健全育成と情報との関係についてより実際の状況に即した見識を深めた上で、情報統制以外の対策を行う。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の児童ポルノ禁止法第2条第3項第3号の規定は「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」と非常に曖昧で、拡大解釈、恣意的運用、別件逮捕、警察権力の拡大を招くものであり、インターネットの安全な利用が脅かされています。</p> <p>さらに児童ポルノ禁止法を、児童ポルノの単純所持もしくは取得の禁止まで含むものに改正しようという動きがあります。日本ほど児童ポルノの定義が曖昧でない諸外国ですら、単純所持禁止によって正常な家族間の関係を疑ったり、偶然手に入れたものや、ウイルスや悪意のメールによって送りつけられたものであっても違法とするなどの痛ましい冤罪が多発しています。</p> <p>閲覧とダウンロードと取得と所持が全て同義となるインターネットの利用において、児童ポルノ単純所持禁止は脅威であり、現在の日本のような曖昧な基準ではその脅威はさらに増大します。その上被害者のいない創作物についても児童ポルノに含めようと唱える団体まであり、実現した場合表現と通信の自由は大幅に損なわれることとなります。</p> <p>加えて、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、インターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロッキング等を行うことが検討されています。こちらも技術的な問題によりオーバーブロッキングは避けられず、また恣意的運用の危険性もあり表現の自由と通信の秘密を脅かす検閲行為であるといえます。</p> <p>以上のような情報統制は、現在実施している諸外国においてオーバーブロッキングによる通信の自由や知る権利の阻害、冤罪、警察権力の拡大などを招き、さらに児童に対する性被害を減少させる効果が見られないという有害無益なものになっております。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律等
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	表現の自由・知る権利・通信の秘密といった民主主義の根幹を成す基本的人権を尊重するとともに、情報が即犯罪を誘発する者ではないという犯罪学ならびに実際に情報統制を行っている国の現状から得られる知見に基づき、かかる法律を情報統制から脱却し実際の被害児童の保護等に重点を置いた、実効性があり弊害のないものに改正する。

意見提出者	個人
1. 項目	ウイルス作成罪
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>法改正案では「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」電磁的記録という要件になっております。しかしこれは客観性のない人間の意図に基づいた曖昧なもので、刑罰の根拠とすべきものではありません。コンピュータプログラムを作成するに当たって最初から全て意図に沿う動作をすることはまずなく、必ずバグが発生しそれを修正することになります。上記の規定ではそのような避け得ないバグまでもがウイルスに含まれてしまい、これでは到底プログラムを作成することなど不可能です。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	不正指令電磁的記録作成罪（仮称）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	なるべく多くのプログラムの専門家から意見と知識を集め、プログラムとウイルスに関する理解が十分に深まってから法案を作成する。

意見提出者	個人
1. 項目	ダウンロード違法化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>アップロードした者よりダウンロードした者の方がいけないという場当り的な著作権法の改正が行われ、問題の本質を無視した無意味なものとなっており、「違法なものとしながら」という条文はあまりに曖昧すぎなうえ、人の心に踏み込んだものとなっているように感じます。</p> <p>そしてそれを使って日本レコード協会が携帯電話に関する著作権検閲を始めようとしているという話を聞きました。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第30条第1項第3号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	著作権法第30条第1項第3号を削除する。

意見提出者	個人
1. 項目	コピーワンス・ダビング10・B-CAS
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>無料の地上放送にかけられていた、コピー1回のみ認められたコピーワンスが10回まで認められるダビング10となりましたが、これは、デジタルが永久に劣化する事無く保存可能とした考えに基づくものだと思いますが、DVD-Rの保存期限は限られたものであり、ダビング10の回数が終われば、DVD-Rが劣化し見られなくなった時の事を考えコピーの更にコピーを永久にかけておく事が叶わないという有様です。</p> <p>こういったものは一部の悪意を持ったユーザーを封じ込めるものではなく、多くのユーザーに不便を強いるものであり、ここで言う事ではないのかもしれませんが、地上デジタル普及の足枷になっている部分もあると私は考えております。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	-
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	地上デジタル放送は全てノンスクランブルとする。コピー回数に制限をかけない。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、出会い系サイトは届出の義務化がなされておりますが、SNSに対し、警視庁が内容の削除を求めたり、年齢に対し厳格化を要請したりしています。最近でも報道にありましたが、現在出会い系よりもSNSで会ってトラブルになる率が増えています。</p> <p>出会い系でなくても、掲示板・SNS・ブログ・チャット・個人サイト・などでも人と出会う事は可能で、その現実を無視した出会い系サイト規制には首を傾げたくになります。そもそも、出会い系サイトの線引きが現状曖昧であり、言い様によってはSNSも出会い系と受け取れ、恣意的運用が取れる状態にあるこの法律は大変危険なものであると私は考えております。</p> <p>規制するより、メディアリテラシーを全国民に教育した方が防犯に繋がるのではないかと思います。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	出会い系サイト規正法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	出会い系サイト規正法を無くすか、改正前に戻す

意見提出者	個人
1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>そもそもフィルタリングサービスは未成年に対し義務化するのではなく数多くある選択肢の一つであった筈なのに、今では一部の政治家達によって、義務化されようとしております。しかしこのフィルタリングも大変不透明で、出会い系サイト規制の方で書きましたSNSのトラブルについても、フィルタリングでは優良サイトとされている所ばかりであるので、導入を強制化しても何の意味も持たないと思います。</p> <p>そもそも、現状のネット規制・育成条例・フィルタリングがあまりに子ども達に対し「臭いものに蓋をして綺麗なものだけ見せよう」とする一部の方々の思惑が見て取れ、多様なものを見て感じて成長する筈の子供時代である筈なのに、偏ったものしか見られなくなるのは、国によって国民をあまり物を考えられない人形とするようで不気味です。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 各都道府県の青少年育成条例</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の廃案 各都道府県の青少年育成条例を、強力効果論に基づいたものから限定効果論に変える</p>

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>児童ポルノの定義が、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」という非常に曖昧なものであり、現在提供及び提供目的の所持まで規制されているのだが、警察による恣意的な逮捕と、わいせつ罪の部分にまで踏み込んだ事例が相次いでおるうえ、定義が曖昧なまま、児童ポルノの単純所持規制まで導入しようとしており、本来の「子供を守る」という定義で作られた筈のこの法の存在理由から逸脱してきている。</p> <p>単純所持規制をしている国では厳格な基準であるにも拘らず冤罪が多発しており、警察によるネズミ捕りのような形式での逮捕者も出ている。</p> <p>それに関連して行われようとしているサイトブロッキングについては、それを主に行っている会社があまりに不透明であり、国に対し反抗している意見を書いているサイトがブロッキングされてしまう可能性を秘めており、実際海外では児童ポルノではないサイトも数多くブロッキングされており大変危険である。</p> <p>実質国の検閲行為とも呼べるものを導入しようとしている現状において、ICTの利活用とはあまりに逆行しているのではないかと思われる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>児童ポルノの基準の厳格化</p> <p>児童ポルノ流通防止協議会、内閣府の児童ポルノ対策ワーキングチーム等を解散し、サイトブロッキングの導入に関する検討を完全に停止</p> <p>憲法の表現の自由をおかすものは導入してはならない</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	インターネット・ホットラインセンター・日本ユニセフ協会
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>単なる民間団体に過ぎないにもかかわらず、一般からの違法・有害情報の通知を受けて、直接削除要請を行っている、インターネット・ホットラインセンターという名の半官検閲センターが存在している。</p> <p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、2009年6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えるなど、寄付行為に書かれた財団法人の目的を大きく逸脱し、明白に公益を害する行為を繰り返し行い、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとしようとしている。また、最近では自分達に都合の悪いことを書いたサイト主を訴えるなど、国民の実生活にも影響が出ている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>税特別措置法第66条の11の2</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット・ホットラインセンターを廃止する。 ・日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から公益を害する活動を止めよう改善命令を出す。また、日本ユニセフ協会に対して、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定を取り消す。

意見提出者	個人
1. 項目	「ウイルス作成罪」案に関する議論の整理と全面的な見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在検討されている内容ではウイルスの定義があまりに曖昧であり、ソフトウェアの瑕疵によるものも「ウイルス」として扱われかねないこと。先日のLibraHack事件にも見られるようにサービスサイドの瑕疵が追及されることなくツール側が「ウイルスもしくはマルウェア」の扱いを受けるケースも含め、開発者に対して無用な萎縮を招く可能性が非常に高い。</p> <p>また、以前「不正指令電磁的記録に関する罪」の設置について行われた議論もほぼ無視した形で今回の改定案が出されているように見受けられるのも懸念がある。</p> <p>(当時の懸念点については高木浩光氏のエントリ http://takagi-hiromitsu.jp/diary/20061022.html を参照)</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	「不正指令電磁的記録作成罪」(仮称)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・「ウイルス/マルウェア」の定義の厳格化 ソフトウェアの瑕疵による「意図しない動作」と「不正使用を意図したもの」は最低限区別されなければならない。 ・ウイルス/マルウェアが拡散を目的として作成されたものかどうかの明確化 <p>研究または脆弱性テストのために作成されるケースもあるため、考慮が必要。でなければ国内でセキュリティソフトを開発することは不可能になる。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制に関する単純所持及び取得罪、サイトブロッキングに対する問題点
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>・単純所持規制に対しての問題点</p> <p>現行法では「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」と非常に曖昧な定義が3号規定により定められているが、提供により逮捕等もされうるが、現状においてはURLを貼るだけでも逮捕されたり、写真集を出した会社等の人物が逮捕されており、警察のさじ加減ひとつで恣意的運用ができる現状となっている。また自民・公明両党が呈出している改正案については新たに単純所持規制を盛り込もうとしているが、これについては警察の恣意的運用や冤罪等様々な問題点が一般人やインターネット、及び数々の議員に指摘されており、現に海外の事例としてイギリスにおいては児童ポルノ及びその規制を悪用し上司を陥れようとした事例が現実起こす等様々な弊害をも引き起こしている。</p> <p>参考：武器としての児童ポルノ http://slashdot.jp/security/article.pl?sid=10/08/10/0825244</p> <p>更に言えばFBI等はおとり捜査の一環として児童ポルノのURLに誘導し、それにアクセスしたら逮捕すると言う行為を行っている点も見逃せない。これについては悪用しようと思えば、児童ポルノとは関係ない書き込みを行い、その上でURLに誘導すると言う一種の地雷として機能する恐れがある。更に言えばコレ自体警察の点数稼ぎとして使われる可能性もある。</p> <p>参考：児童ポルノ画像がダウンロードできない偽リンクをクリックしただけで逮捕、有罪に http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323_fbi_fake_hyperlink/</p> <p>少なくともこれ等の弊害が海外で現実起こっている以上、日本においてこれ等の改正をする事には反対であり、不必要に規制や罰則を設ける事は一般人が不当に逮捕されてしまうリスクを上昇させる事にもなりかねない。</p> <p>・サイトブロッキングに対する問題点</p> <p>次にサイトブロッキングに関してだが、DNSポイズニング形式においてもハイブリット形式においてもオーバーストッキングの問題は現実として技術的に確実に起こってしまう。</p>

<p>3. ICT利</p>	<p>更に言えば憲法上においても通信の秘密や知る権利や表現や言論の自由を阻害する事になってしまう事にもなる。</p> <p>現に海外においてフィンランド等の諸外国ではオーバブロックが現実に起こってしまっているし、ドイツでもオーバブロックの問題点が指摘され、事実それによりオーバブロックに関しては廃止されている。</p> <p>参考：児童ポルノのブロックに関する法律問題 http://www.nic.ad.jp/ja/materials/iw/2009/proceedings/f1/iw2009-f1-05.pdf ドイツでの「児童ポルノブロック」の話 http://otakurevolution.blog17.fc2.com/blog-entry-782.html ネット検閲が日本にも導入されるおそれ http://2xxx.jugem.jp/?eid=51</p> <p>更に言えば児童ポルノ排除総合対策案において募集されたパブリックコメントにおいてはコメント総数 1316 件のうち、ブロックにはオーバブロックの問題ありと答えた数は約 140 件、ブロックは国家による検閲と同じと答えた数は 110 件、創作物規制には反対と答えた数は約 730 件、単純所持禁止には反対は約 430 件、フィルタリングの導入は任意とすべきは約 210 件、東京都青少年健全育成条例改正には反対は約 50 件と大半が反対意見で締められており、フィルタリングに賛成したコメントはわずか 20 件しかなかったにも関わらず、今回強制して行おうとしている事自体以下に政府や官庁が民主主義を蔑ろにし、それに反する行為を行おうとしているか如実に表しているものとみて良い。</p> <p>更に言えば、このパブリックコメントの概要が公開された際には内閣府はパブリックコメントとは関係ない、規制を推進するのに賛成する新聞記事の切り抜きを貼り付けると言うパブリックコメントの公開としては前代未聞の悪質な印象操作を行っている点も非常に問題であろう。</p> <p>また政府は内容が深く決まっていな上に問題点が山積しており、尚且つ多数の反対意見があったにも関わらず、10月から試験運用を開始すると言う暴挙に出ている点については明らかに民主主義に反する行為である。</p> <p>更に言えば国がこのような行為を行う事は検閲の禁止にかかるからか本来ならばそれこそ自主規制なので、企業の独自判断で決めるべき事項であるにも関わらず、大臣会議と言う形で何故か決め、更に民間企業にブロックを自主規制として強制させる事は明らかに憲法で定められている検閲の禁止から逃れる為の脱法行為としか言えない行動そのものであり、非常に悪質としか言いようがない。</p>
----------------	---

<p>活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>罰及び児童の保護等に関する法律」</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>以下についての見直しを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目として情報の単純所持規制、取得規制及びブロッキングに関しては警察の恣意的運用や冤罪の危険性、国民が不当逮捕に巻き込まれるリスクやまた知る権利や通信の秘密、表現や言論の自由等様々な憲法違反にも該当し、余りにも一般国民に対しデメリットが大きく、これ等の規制は危険性が余りにも高すぎる為、これ等の規制に関しては絶対盛り込まないと言う事を早期に閣議決定をする。 ・二つ目として、現在の児童ポルノ法改正においては、規制方面ばかり目が向けられ、実在児童の保護に関しては蔑ろにされほぼ手つかずの状態であると言っても差支えはない。 事実、児童保護施設の現状は酷い体裁であると聞く。 この為改正案に関しては所轄官庁を厚生労働省と決め、ケアセンター等の予算を割り当てる等、真の意味で個人法益を守る為の法律として改正すべきである。 少なくとも法益が異なる単純所持規制や漫画等の創作物を規制する為の社会法益を守らせる法律ではないと言う事を各省庁の役人や国会議員はきちんと認識すべきである。 <p>最後に児童ポルノワーキングチーム等を早期に解散させ、ブロッキングの導入を廃止すべきである。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノブロッキング計画の中止
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>平成21年12月22日に設置された「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム (http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/)」による「児童ポルノ排除総合対策（平成22年7月27日犯罪対策閣僚会議決定）」で、インターネット上の児童ポルノのブロッキング導入に向けた諸対策の推進が検討されている。警察及び警察の委託のみで運営されているインターネット・ホットラインセンターの作成する通報リストを参考に、民間の児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体が作成したリストを基に、プロバイダが自主的にブロッキングする方法を採用するようだが、事実上国による検閲である。作成管理団体につき「中立性の確保に配慮しつつ」との記載はあるが、児童ポルノ排除対策ワーキングチームの有識者として今までに呼ばれたのは、確実な情報を明示せず感情論のみを根拠とする偏った意見を持つアグネス・チャンさん唯一人であることから、中立性の確保が本当になされるのか非常に心配である。アドレスリストも一般に公表されることはなく、ブロッキング対象が本当に児童ポルノだったのかを一般人が確認することは不可能である。そもそも今の技術では、児童ポルノの画像のみを確実にブロッキングすることはできず、ブロッキングを導入している海外諸国ではオーバーブロッキングの事例が頻発している。ドイツでは国民運動によりブロッキングは見送られた。</p> <p>違法情報のうち児童ポルノのみがブロッキング対象となる理由として「児童ポルノが一旦インターネット上に流出すれば、その回収は事実上不可能であるため、被害児童の苦しみは将来にわたって続くこととなり、児童ポルノは絶対に許されるものではない」と記載されているが、日本においては児童が自身で画像を撮りそれを自ら販売又は公表する事例がほとんどである。これらへの対処は、児童へのモラル及び情報リテラシー教育を最初に行うべきであり、それも十分に行われているとは言えない現状で、ブロッキングというインターネットユーザーの権利を不当に侵害するおそれのある方法を行うのは早計である。プロバイダの費用を考へてもブロッキングは最後の手段とすべきである。又、これに関する意見も募集され反対意見が多くよせられた</p> <p>(http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/k-2/pdf/s3.pdf)にも関わらず、ほとんど無視されている。児童ポルノ規制を訴える民間団体の行き過ぎた活動を見ていると、将来的に、児童ポルノだけでなく、違法でない情報まで有害情報とされブロッキングの対象とされるのではないかと危惧する。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<p>児童ポルノのみをブロックできる技術が確立するまでブロックは行わない。</p> <p>児童ポルノに関しては、児童及び保護者へのモラル教育を第一とする。</p> <p>児童ポルノは被害児童の存在するもののみとする。</p> <p>児童ポルノワーキングチーム及び協議会の議事録において、発言者とその発言内容をそのまま議事録に記載し公表する。</p> <p>児童ポルノ協議会、アドレスリスト作成管理団体及びその監督団体の中立性の確保。具体的には、児童ポルノ規制の問題に熟知した反対意見の学識者、憲法学者を入れる。</p> <p>ブロック対象サイトのアドレス開示の明示。</p> <p>オーバーブロックへの補償・罰則の明示。</p> <p>児童ポルノ以外の有害情報に関してはブロック対象としないよう明示する。</p>
--	--

意見提出者	個人
1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化、携帯電話事業者による差別的なダウンロード容量制限、著作権検閲、メール検閲・DPI技術を用いた広告
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、主に携帯電話におけるフィルタリングの義務付ける事等を目的とした青少年ネット規制法が施行され、また、東京都等の地方自治体が、不当に子供のフィルタリングの解除を認めず、権限を以って違反した事業者に対し調査指導を行う等を定める青少年保護健全育成条例の改正による、携帯フィルタリングの押し付けを画策しています。</p> <p>しかし、大してメリットの無いフィルタリングソフト等を押し付ける必要性は全く無いにも拘らず、一昨年から昨年にかけて大騒動になったあげく、ユーザー・ネット企業・メディア企業等全ての立場の人々から大反対されながらも、フィルタリングの対象リスト作成における、第三者機関や審査料等に起因する利権を目的とした一部の議員と官庁の思惑のみから成立した今の青少年ネット規制法による規制は、まさしく税金の無駄であるため、法律の速やかな廃止を求めます。</p> <p>また、東京都を始めとした地方自治体が推進する、条例による携帯フィルタリングの実質完全義務化といった、青少年ネット規制法の本質すら無視する過剰な規制の推進は、地方自治体法第245条の5に定められている所の、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると言い切れるものであり、他の不適切な情報規制推進も合わせ、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令が出される事を求めます。</p> <p>携帯フィルタリングについて、ブラックリスト方式の場合、まずそれに載せる基準の明確化が求められ、不当なブラックリスト指定については、携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせて無料で解除する簡便な手続きのみで十分であり、健全サイト認定第三者機関などは不要です。</p> <p>他にも、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言に、一部の携帯電話事業者が、公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を行っている様ですが、公平性の観点や独禁法の面でも明確な問題がありますので改善を求めます。</p> <p>また、同研究会にて携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り上げられています。</p> <p>しかし、通信の秘密という基本権の適用は監視の位置がサーバーか端末かに関わらず、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害した事と同様であり、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信</p>

の構成要素等を利用すること（窃用すること）も含むとされていることを考えると、日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものであり、また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、プライバシー権を侵害する行いでプライバシーの観点から、さらに、憲法に規定されている表現の自由（情報アクセス権を含む）や検閲の禁止に明らかに反するものとして、このような技術による著作権検閲と言える対策は断固反対します。

ついでに、上記違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国で大騒ぎになった末、導入が無期延期されている検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ動作をするものであって、こういった検閲ソフトの導入については、日本政府として懸念を表明しているはずであり、自由民主主義社会において、こう言った表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利を蔑ろにする不当な技術的検閲が導入される事は、絶対許しませんし、技術支援・実証実験等として税金のムダな投入も許しません。

最後にこれも同じ研究会の提言に存在する、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を送信者に対し認められる余地があるかの様に規定しようとする考えや、同じく、DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告について、現状でも基準等の作成により導入が可能であるかの様な考えが整理されています。

しかし、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を、送信者に対し認められる余地があると規定することは、実質、送信者が受信者しか知り得ないだろうと思って送る情報の内容について、知らない内に事業者を検閲されているという通信の秘密の侵害をもたらす危険性が極めて高い。

これはメールの内容確認を行う場面が限定的であるか否かという問題ではないので即刻誤った整理を改める事を求めます。

DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告についても、DPI技術はネットワーク中のパケットに対して適用されるものであり、一旦導入されてしまうと、その存在と対象範囲について通常の利用者は全く意識・検証できず、利用者が知らない内に通信内容が事業者を検閲されているという状態をもたらすと言う極めて問題のある技術なので、安易な法的整理がされてはなりません。

今後は、我が国では一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に個人でも安全にアクセスできる権利として通信法に明文で書き込む事や、同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検

	<p>閲の禁止をこれも通信法に明文で書き込む事を望みます。</p>
<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>青少年ネット規制法（正式名称は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」）</p> <p>各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討（東京都の条例の正式名称は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」）</p>
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年ネット規制法を廃止する。 ・東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対し、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出す。 ・携帯電話事業者による公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を排除する。 ・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に個人で安全にアクセスできる権利として、通信法に明文で書き込む事、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲や、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に明文で書き込むことを検討する。 ・閣議決定により、日本レコード協会が提案している、日本版著作権グリーン・ダム計画について技術支援・実証実験等として税金のムダな投入を行わない事。 ・同じく閣議決定により、警察庁などが絡む形で進められている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保する。 ・総務省において、SNSサービスにおけるメール監視やDPI技術を用いた広告のような実質的な検閲を容認する誤った法的整理を早急に改めて、大臣レベルでその見解を公表する。

意見提出者	個人
1. 項目	<p>児童の人権を盾にした不当な情報統制に関わるあらゆる問題</p> <p>不当な活動を行っている団体(インターネット・ホットラインセンター・日本ガーディアン・エンジェルス・日本ユニセフ協会)、出会い系サイト規制、児童ポルノ規制・サイトブロッキング、国際組織犯罪防止条約・サイバー犯罪条約及びこれらの締結に必要な法改正・ウイルス作成罪</p>
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>単なる民間団体が警察行政と結託して、児童の人権を盾にした思想統制に繋がりうる情報統制やその他の狂気を孕んだ施策やキャンペーンを行う事で、憲法の保障する「表現の自由」や「内心の自由」「通信の秘密」等を不当に侵害する等、ネットに著しい悪影響を与え情報社会のみならず一般社会に暗い影を落としています。</p> <p>始めに単なる民間団体が警察行政と結託して、憲法の保障する「表現の自由」や「内心の自由」「通信の秘密」等を不当に侵害するキャンペーンや事業等が行われる事で、ネットに著しい悪影響を与えています。</p> <p>団体に関係する事から説明します。</p> <p>一つはインターネット・ホットラインセンターであり、一般からの違法・有害情報の通知を受けて直接削除要請を行っていますが、何の権限も持たず、しかも直接害が及んでいる訳でもないにも拘らず、一民間団体からの強要で書き込みなどの削除が行われると言う異常事態が起こっています。</p> <p>しかも警察庁から委託を受けているため実質、半官検閲センターと言えるある種の脱法状態であり、好き勝手に有害と思われる情報を恣意的に収集して、直接削除要請等を行う様な民間団体は即刻廃止すべきです。</p> <p>サイト事業者が自主的に行うならまだしも、只の民間団体に国民の血税をつぎ込む事は不当であり税金の無駄です。</p> <p>同じく民間団体に過ぎない日本ガーディアン・エンジェルスが、犯罪に関する情報を匿名で受け付け、解決に結び付いた場合に情報料を支払うという事を行っておりますが、こちらも同様に直接害が及んでもいない一民間団体が、直接一般からの通報を受け付け、刑事事件に関与して、解決に結び付いた場合に情報料を支払うというのはおかしい事です。インターネット・ホットラインセンターと同様、日本ガーディアン・エンジェルスにも警察の本来業務を外部委託すると言う事は無茶苦茶であり、只の民間団体に国民の血税をつぎ込むべきではありません。</p> <p>両事業に対し、違法情報を適切に取り締まるための削除要請ができる人員や、適切な情報受け付けと事件の解決ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保すべきです。</p>

また、不当に国民の税金を浪費している日本ガーディアン・エンジェルスは、特定非営利活動法人あるいは認定特定非営利活動法人の取り消しを求めます。

他にも日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、2009年6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えるなど、寄付行為に書かれた財団法人の目的を大きく逸脱し、明白に公益を害する行為を繰り返し行い、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとしようとしています。

日本ユニセフの寄付行為において、根拠無く焚書と表現弾圧を叫ぶことは、ユニセフの趣旨には入っていないと考えられ、このようなことが事業としてあげられている訳も無く、このような行為は寄付行為違反と看做しています。

さらに、民主主義の基礎中の基礎である表現の自由等の精神的自由の重要性を考えると、寄付行為違反を超えて、このような行為は明白に公益を害するものである。「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第96条に基づいて、日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から改善命令を出す事を強く求めます。

また、このような法人は、公益法人あるいは特定公益増進法人の名に値せず、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定取り消しをするべきである。(なお、日本ユニセフ協会は、そのHP

http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.html において、募金の税法上の優遇について、特定公益増進法人への寄付が優遇措置を受けられると書いているが、公益法人改革の一環として、既に全ての公益法人に対する寄付に対して同等の優遇措置が認められているのであり(財務省HP <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm> の注参照)、これもかなり悪質なミスリードです。)

次に施策の面から説明します。

出会い系サイト規制について

出会い系サイト事業者の届け出の義務化を中心とする、出会い系サイト規制法の改正法が年の5月に成立し、同年12月から施行されています。

しかし、警察による横暴と言える出会い系サイト規制法の拡大解釈・恣意

的運用によって、ネット利用において重篤な萎縮効果が問題になっています。

例えば、SNS各社に対して書き込みの削除要請が原因で、あるSNSでは内容に関わらず「出会い」に関するコミュニティが根こそぎ削除されるという問題が発生し、また、SNSサイトの年齢確認の厳格化を要請で、無届け出会い系サイト運営容疑で逮捕者まで出ました。

この出会い系サイト規制法の改正はそもそも、根本的に無理がある物で、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えると言う当たり前の事を無視し、厳密な定義が不可能な「出会い系サイト事業」を定義可能と騙り、憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止に違反している事や、表現の自由などの国民の最重要の基本的な権利を蔑ろにするといった本質的な問題が見逃されてまま、改正法案の閣議決定を経て法案を国会に提出・成立したものであり、今回の出会い系サイト規制法の改正については、今後、速やかに元に戻すことが検討されなくてはなりません。

既に逮捕者まで出ていますが、出会い系サイト規制法は、その曖昧さから別件逮捕のツールとして使われ、この制度によって与えられる不透明な許認可権限による、警察の出会い系サイト業者との癒着・天下り利権の強化を招く恐れが極めて強い。出会い系サイト規制法を去年の改正前の状態に戻すまでにおいても、この危険な法律の運用については慎重の上に慎重が期されるべきです。

次に児童ポルノ問題。

現行の児童ポルノ規制法により、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」という過度に曖昧な第2条第3項第3号の規定によって定義されるものも含め、児童ポルノの提供及び提供目的の所持まで規制されています。

最近も、2009年4月に、アフィリエイト広告代理店社長が児童ポルノ規制法違反幫助容疑で送検され、2009年5月に、児童ポルノサイトへのリンクを張ることについて、児童ポルノ公然陳列幫助容疑で2名が送検され、2009年6月には、女子高生の水着を撮影したDVを児童ポルノとして製造容疑でビデオ販売会社社長他が逮捕されるなど、警察による法律の拡大解釈・恣意的運用は止まるところを知らず、現行法の運用においてすら、インターネット利用の全てが極めて危険な状態に置かれています。

信用するに値しない警察の動きをさらに危険極まりないものにしようと、当時与党であった自民党と公明党は、児童ポルノ規制法の規制強化を企て、「自身の性的好奇心を満たす目的で」という主観的要件のみで児童ポルノの所持を禁止する、いわゆる単純所持規制を含む法改正案を第171

回国会に提出し、民主党は大して危険性が変わらない反復取得罪を含む法改正案を提出し、国会で審議が行われましたが、同国会の解散によって、これらの改正法案は一旦廃案となったものの、野党に転落した自民公明両党によって再提出され、今なお継続審議とされておりインターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとする法改正の検討が今後も続けられかねないという非常に危険な状態にある事に変わりはない。

さらに2009年6月には、警察庁、総務省などの規制官庁が絡む形で、検閲以外の何者でもないサイトブロッキングを検討する児童ポルノ流通防止協議会が発足し、この協議会で児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドラインが作られ、さらに、警察庁からアドレスリスト作成管理団体の公募が行われ、2010年7月には、内閣府の児童ポルノ排除対策ワーキングチームと犯罪対策閣僚会議によって、2010年度中にサイトブロッキングを自主規制として導入するという目標を含む児童ポルノ排除総合対策が取り纏められている。

1. 単純所持規制及び創作物規制について

閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制はデメリットしか生まず、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものです。

「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたとしても、積極性を証明することも反証することも完全に不可能であるため、情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避できずまた、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。

繰り返し取得であっても、ネット上で複数回他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、危険性を減らす事はできません。

児童ポルノの性質上、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得えない事は間違いのない事であり、基本的人権の侵害以外にもコスト的にも全く無意味な施策である事は言うまでもありません。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許されません。

そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことであ

る。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常に愚かな規制に過ぎません。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つ存在せず、有志以来、この点について、下らない不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上の証拠と言えるものは存在しませんし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の良識派ぶった愚か者の下らない不快感など、表現規制の理由には全く為り得ません。

どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ません。

民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを破壊する行為を私は憎む。

単純所持規制や創作物規制は、いずれも1999年当時の児童ポルノ禁止法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、理性を感じさせる思考力を持ち得ない規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化は未だに、そして恐らく未来永劫表れないと考えます。

児童ポルノ規制法に関しては既に、提供及び提供目的での所持が禁止されているので、今の法律を地道に運用する事であって無駄で無意味な規制強化の検討は必要ありません。

児童ポルノ規制法に関して検討すべきことは、現行ですら過度に広汎であり、違憲のそしりを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみです。

2. サイトブロッキングについて

警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、インターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロッキング等を行うことは、検閲に他ならず、断じて許されるものでは有りません。

いくら中間に団体を介そうと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、

児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであって、インターネット利用者によるリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。

この事は、このようなリストに基づくブロッキング等が、自主的な民間の取組という名目を掲げても、憲法に規定されている知る権利・情報アクセスの権利を含めた表現の自由や通信の秘密、検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害すると言う根本的な理由であり、小手先の運用や方式の変更などでどうにかなる問題では断じて無い。

現時点でこの問題の克服は完全に不可能であり、アドレスリスト作成管理団体のガイドライン、公募、これに対する血税の投入等を一切合財白紙に戻し、出鱈目なブロッキング導入の検討を行っている各種検討会を全て即刻解散し、自主規制と称しながら、内閣府の児童ポルノワーキングチームや犯罪閣僚会議といった官主導の会議で検閲としか言い様の無いブロッキングの導入方針を決めた事は不愉快極まりない。

政府は、早急に過ちを認め、閣議決定等により無用な規制強化の方針決定の撤回を行う事を求めます。

行政が、児童ポルノであろうとなんであろうと、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険で愚かな規制であるとの理解し、不当な規制が未来永劫行われたい様、留意してもらいたい。

違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手の規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に明文で書き込むべきである。

なお、ブロッキングに関する広報・啓発を行う必要があるとすれば、現時点では、権力側によるその濫用の防止が不可能であり、表現の自由や通信の秘密といった憲法に規定された国民の基本的な権利に照らして問題のない運用を行うことが不可能であるという問題の周知にのみ努めるべきである

3. プロバイダーの安全規定について

警察の恣意的な運用によって、現行法においてすら児童ポルノ規制法違反幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあることを考え、今現在民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確な安全規定について検討するべきである。

4. 国際動向について

児童ポルノの閲覧の犯罪化と創作物の規制まで求める「子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」の根拠のない狂気を孕んだ宣言を国際動向と偽って取り上げ、児童ポルノ規制の強化を正当化する事は許されません。

児童ポルノ規制に関しては、最近、ドイツのバンドが3 2年前に発表したアルバムのジャケットカバーが、アメリカでは問題ないにも拘らずイギリスではブロックングの対象となり、場合によっては全 Wikipedia にアクセス出来ない状態が生じた事等、欧米では恣意的な運用によって弊害が生じている事も無視してはいけません。

アメリカに限定しても、F B I が偽リンクによる囮捜査を実行し、偽リンクをクリックした者が児童ポルノがダウンロードしようとしたということで逮捕、有罪にされるという犯罪者大量生産ともいえる恣意的運用を行い、単なる授乳写真が児童ポルノに当たるとして裁判になり、平和だった一家を完全に崩壊させ、日本のアダルトコミックを所持していたとして、児童の性的虐待を何ら行ったことも無く、考えたことも無い単なる漫画のコレクターが司法取引で有罪とされているなど無意味に不幸を撒き散らしている状態にあります。

しかし、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロックングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ており、アメリカの連邦最高裁にて、児童オンライン保護法が違憲として完全に否定されたり、同連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定され、ドイツでは国会への児童ポルノサイトブロックング反対電子請願に13万筆を超える数の署名が集まり、ドイツにおいても児童ポルノサイトブロックング法は検閲法と批判され、既に憲法裁判が提起され、去年与党に入ったドイツ自由民主党の働きかけで、法施行が見送られ、ドイツは政府としてブロックング撤廃の方針を打ち出し、欧州レベルでのブロックング導入にも反対していること等も注目されるべきである。

スイスにおいて最近発表された調査では、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行い、過去実際に性的虐待を行っていたのは1%、

6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持では、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制の根拠は完全に否定されています。

欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されてはなりません。

政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げ、一方的な見方で国際動向を決めつけてはなりません。

むしろ、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった不当で無意味な規制を導入している諸国に対し、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利するような規制を即刻廃止すべきと、日本政府から国際的な場において各国に強固に積極的に働きかけるべきである。

5. 児童ポルノ排除対策ワーキングチームについて

上記の通り、政府の会議で自主規制と称して検閲と同様の施策の導入する方針が決定される様な事は異常で、不当で無意味な規制強化の方針を含む児童ポルノ排除対策ワーキングチームは、ホームページなどを参照する限り、たった2回しか開かれておらず、議事録も不十分であり、有識者として呼ばれたと分かるのは、児童ポルノ規制について根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える非人道的な日本ユニセフ協会のアグネス・チャン女史1名のみである。

その下のワーキンググループに至っては議事概要すら公開せず、端から国民の意見を聞く気が無いのか、児童ポルノ排除総合対策案に対するパブコメの期間も実質10日程度と異常に短い意見募集(と言い難い物)が行われたが、意見募集の結果についても、運用以前の問題としてブロッキング等に反対する意見を黙殺し、「運用面での配慮を求める意見が相当数寄せられた」と国民から寄せられた意見を勝手に歪曲し、結果概要に意見募集とは無関係の新聞記事を付けて印象操作を行うなど、到底許されざる恣意的操作を内閣府は意見募集結果に加えるという横暴という言葉では片付けられない暴挙を行った。

このワーキングチームやグループは議事録、議事の進め方、対策のとりまとめ方等あらゆる点で不透明であり、このような問題だらけのワーキングチームで表現の自由を含む国民の基本的権利に関わる重大な検討が進められることなど不愉快極まりない事です。

このような利権談合共産主義的な検討しか出来ないワーキングチーム・ワーキンググループは即刻解散させる事を望みます。

	<p>このワーキングチームは即刻解散するべきであるが、さらに今後児童ポルノ規制について何かしらの検討を行うのであれば、その検討会は下位グループまで含めて全て開催の度数日以内に速やかに議事録を公表する、不当で無意味で危険極まりない規制強化を求める自称良識派改悪団体代表だけでなく、表現の自由に関する問題に詳しい情報法・憲法の専門家、児童ポルノ法の実務に携わりその本当の問題点を熟知している法律家、規制強化に慎重あるいは反対の意見を有する弁護士等も呼ぶ、危険な規制強化の結論ありきで報告書をまとめる前に、適切な意見募集を少なくとも1月程度の募集期間を設けて取り、提出された意見は概要のみならず全文を公開する等、児童ポルノ規制の本当の問題点を把握した上で検討が進められる事を求めます。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動促進法 ・ 租税特別措置法第66条の11の2 ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 ・ 出会い系サイト規制法（正式名称は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」） ・ 児童ポルノ規制法（正式名称は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」）
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット・ホットラインセンターを廃止する。 ・ 日本ガーディアン・エンジェルスにおける警察の委託事業を停止する。また、同時に、日本ガーディアン・エンジェルスに対して、特定非営利活動促進法及び租税特別措置法第66条の11の2に基づく特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人の認定の取り消しを検討する。 ・ 日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から公益を害する活動を止めるよう改善命令を出す。また、日本ユニセフ協会に対して、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定を取り消す。 ・ 出会い系サイト規制法を改正前の状態に速やかに戻す。 ・ 現行の児童ポルノ規制法について、早急に児童ポルノの定義の厳格化のみの法改正を行う。

・児童ポルノを対象とするものであろうと何であらうと、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わない事を閣議決定する。

・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に明文で書き込む事。

・プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確な安全規定について検討する。

・児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった不当な規制を導入している諸国は通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利を侵害する様な規制を即刻廃止するべきと、日本政府から国際的な場において各国に強固に積極的に働きかける。

・児童ポルノ流通防止協議会、内閣府の児童ポルノ対策ワーキングチーム等を解散し、サイトブロッキングの導入に関する検討を未来永劫完全に停止する。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	国際組織犯罪防止条約・サイバー犯罪条約及びこれらの締結に必要な法改正・ウィルス作成罪
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国際組織犯罪防止条約の締結には、共謀罪の創設が必要とされているが、現状でも大規模テロなどについてはすでに殺人予備罪があるので共謀罪がなくとも対応でき、その他、個別の立法事実があればそれに沿った形で個別の犯罪についての予備罪の適否を論ずるべきであって、広範かつ一般的な共謀罪を創設する立法事実はない。実行行為に直接つながる行為によって、法益侵害の現実的危険性を引き起こしたからこそ処罰されるという我が国の刑法学の根幹を揺るがすものである共謀罪は、決して導入されるべきではない。組織要件の厳密化にしても、今現在国会に提出されている修正案のような、その目的や意思のみによる限定は客観性を全く欠き、やはり恣意的な運用しか招きようのない危険なものである。このような危険な法改正を必要とする国際組織犯罪防止条約は日本として締結するべきものではない。</p> <p>サイバー犯罪条約は、通信記録や通信内容等の情報の保全・捜索・押収・傍受等について広範かつ強力な手段を法執行機関に与えることを求めているが、このような要請は、我が国の憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くものであり、この条約も日本として締結するべきものではない。前国会に提出されていた法改正案中でも、差し押さえるべき物がコンピューターである場合には、このコンピューターと接続されているあらゆる記録媒体とそこに記録されている情報を差し押さえ可能であるとされていたが、昨今のインターネットの状況を考えると、差し押さえる範囲が過度に不明確になる懸念が強く、裁判所の許可無く捜査機関が通信履歴の電磁的記録の保全要請をすることが出来るとしていた点も、捜査機関による濫用の懸念が強く、このような刑事訴訟法の枠組みの変更は、通信の秘密やプライバシー、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がない限り、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利、といった我が国の憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くものと私は考える。</p> <p>また、ウィルス作成等に関する罪についても、以前の法改正案の「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」電磁的記録という要件は、客観性のない人の意図を要件にしている点でやはり曖昧に過ぎ、このような客観性のない曖昧な要件でウィルス作成等に関する刑罰が導入されるべきではない。</p> <p>留保・解釈を最大限に活用しても、憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くことになるだろう、これらの条約は、日本として締結するべきものではないものである。前国会に提出されていた法案は廃案のままにするとともに、条約からの脱退を検討し、今後、ウ</p>

	<p>ウイルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期すべきである。</p>
<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>国際組織犯罪防止条約（正式名称は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」）</p> <p>サイバー犯罪条約（正式名称は、「サイバー犯罪に関する条約」）</p> <p>刑法の改正検討</p>
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前国会に提出されていた、国際組織犯罪防止条約及びサイバー犯罪条約の締結のための法改正案は廃案のままにすると閣議決定を行う。同時に、条約からの脱退を検討する。 ・ウイルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期す。

意見提出者	個人
1. 項目	B-CAS による無料スクランブルの継続
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	地上デジタルテレビ放送および BS デジタル放送の B-CAS による無料スクランブルの廃止を求める意見があります。
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	B-CAS による無料スクランブルを規定する法律その他がありません。
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>放送法の下で免許を受けた事業者が放送したコンテンツが、受信機で受信するまでの間に改変・改竄されていないことを示すために、無料番組であってもスクランブル放送が必要です。</p> <p>放送された番組が第三者によって改変されていないことを保証できれば、私的に録画した記録物を流通させ、第三者が視聴する場合に課金して著作権等に還元することも可能になります。</p> <p>放送法の下でデジタル放送を実施する場合に、B-CAS による無料スクランブルを義務付ける法整備を求めます。</p> <p>[参考] http://ascii.jp/elem/000/000/136/136458/</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	映像コンテンツの流通の促進
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在、テレビ番組などの映像の私的使用を越えた利用には著作権者の許諾が必要となっています。 しかしながら、実際問題として、窓口であるはずのテレビ局は著作権法等を理由として再利用を認めておらず、結果として映像が流通していません。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	音楽の日本音楽著作権協会（JASRAC）と同様に、映像コンテンツの著作権管理事業の設立が必要と考えます。 必要な法整備と行政主導での団体の設立を求めます。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	音楽の日本音楽著作権協会（JASRAC）と同様に、映像コンテンツの著作権管理事業の設立が必要と考えます。 必要な法整備と行政主導での団体の設立を求めます。

意見提出者	個人
1. 項目	ダビング 10 の禁止
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	私的に録画した放送コンテンツの不正コピーを防止するために、コピー回数を制限するいわゆるダビング 10 が行なわれています。 しかしながら、すでにダビング 10 を回避する機器が流通しており、積極的に不正コピーを流通させようとする者にとってダビング 10 は有名無実化しています。 不正コピーの流通は著作権者が権利維持の活動の一部として阻止すべきもので、ダビング 10 は放送事業者などの取り締まりの怠慢を善良な一般視聴者に転嫁しているにすぎません。
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	ダビング 10 を規定する法律その他はありません。
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	私的使用のための複製の制限を撤廃・禁止する法整備を求めます。 アナログ放送と同様に、私的使用を目的として録画したものは私的使用である限り回数無制限で自由に複製・加工し楽しめるものとしてください。

意見提出者	個人
1. 項目	DVD/Bluray Disc のリッピングの合法化
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	著作権法は技術的保護手段の回避をとまなう私的使用のための複製を禁止しています。 そのため、DVD や Bluray Disc で販売された映像コンテンツを携帯電話や携帯型プレーヤに転送して視聴することができません。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第三十条の二
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	私的使用のための複製の制限を撤廃・禁止する法整備を求めます。 DVD や Bluray Disc で販売された映像コンテンツを、リッピングしてドライブを搭載しない別の機器で楽しめるようにしてください。

意見提出者	個人
1. 項目	書籍の電子化の促進
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>電子ブックプレーヤの普及によって、紙媒体で購入した書籍をスキャンして電子データに変換し、閲覧する利用方法が増加しています。</p> <p>しかしながら、書籍の著者や出版社は書籍の電子化を第三者に委託して行なうことは著作権法違反であると主張しています。</p> <p>すべての書籍が電子的に出版されていれば、このような問題は起こるはずがなく、出版社が積極的に電子データの販売をしてこなかった怠慢を電子化代行業者や私的に電子化しようとする人たちに転嫁しているにすぎません。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第三十条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>私的使用のための複製を第三者に委託することを許容する法整備をお願いします。</p> <p>委託された者が誤って流通させないような対策が必要かもしれません。</p> <p>[参考] http://oku.edu.mie-u.ac.jp/~okumura/blog/node/2551</p>

意見提出者	個人
1. 項目	携帯電話のSIMロックの解除
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	携帯電話のSIMロックによって、購入した携帯電話端末は特定の事業者でしか使用することができません。 端末メーカーは事業者ごとに端末を開発する必要があるため、事業者ごとの開発にリソースを消費し、利用者にとって有用な、新たな技術の開発を阻害しています。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	すでに着手しておられるとおり、SIMロックの解除を推進してください。

意見提出者	個人
1. 項目	携帯電話基地局の事業者間での共用化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、携帯電話事業者は4社ありますが、そのカバーエリアについて、国家事業を背景としたNTTグループが圧倒的であることは否定できない事実です。</p> <p>体力のない後発事業者はカバーエリアを充実することができず、同列に競争することができません。</p> <p>また、携帯電話は災害や遭難で孤立した場合の連絡手段となります。このことを踏まえると、契約した携帯電話会社によって生存の可能性に差が出るようでは、事業者間で公正な競争が行なわれているとはいえません。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>全国各地の鉄道で異なる事業者間で相互乗り入れが実施されているのと同様に、携帯電話事業者の基地局インフラを複数の事業者間で相互に開放し、補完しあえるよう、必要な法整備を求めます。</p> <p>インフラの整備状況も事業者間の競争の種であることは事実ですが、国民の安心・安全のため、国が介入することもやむをえないと考えます。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	ラジオのデジタル化の禁止
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>音声ラジオ放送は災害時には貴重な情報入手手段となります。</p> <p>特に、中波帯の音声ラジオ放送（いわゆる AM ラジオ）は、電池なしで聴取することが技術的に可能であり、そのような受信機は災害等で長期の停電が発生した場合に貴重な情報入手手段となります。</p> <p>現在のところ、電池なしで使用可能な携帯電話や携帯型プレーヤは存在せず、議論中の V-Low 帯ラジオなど、ラジオのデジタル化が行なわれると長期の停電の際には使い物にならないことが懸念されます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>音声ラジオ放送の技術的要件を規定する法整備を求めます。</p> <p>国民の安心・安全のため、ラジオの安易なデジタル化を阻止し、国として災害時の情報伝達手段を死守してください。</p> <p>[参考] http://toki.2ch.net/test/read.cgi/bizplus/1278342405/ にラジオ聴取者の生の声を書き込まれています。 過去ログとなりましたので●を購入してご覧ください。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されている。</p> <p>また、東京都等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由によってしか子供のフィルタリングの解除を認めず、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタリングの実質完全義務化を推し進めようとしている。一地方自治体による国政を無視した動きは問題である。</p> <p>多くの反対をされながらも、面子とプライドと利権の確保を最優先する一部の議員と官庁の思惑のみから成立した今の青少年ネット規制法による規制は、誰にも利益はもたらされず、肝心の青少年の健全な育成とはかけ離れたものであり、速やかに法律の廃止を求める。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>青少年ネット規制法（正式名称は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」）</p> <p>各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討（東京都の条例の正式名称は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年ネット規制法を廃止する。 ・東京都をはじめとする地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正に対し、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出す。

意見提出者	個人
1. 項目	ICT を利活用する為の実務やアイデアを持つ人材の育成不足
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ICTを利活用する上で必要な能力を持った人材を育成する為の体系だった教育が行えない現状がある。</p> <p>その原因のひとつはICT支援員、指導員のレベルが、ICTをの支援や指導を行うにあたり必要となる個人の能力として、意識・技能・知識・経験の面で十分に訓練されていない人材が民間会社を通じてICTの現場に送られ、ICTの正しい利活用が促進されないためである。</p> <p>このような事例は以下のような場所で散見される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ICT教育、サポートの民間委託によるレベルの低下とばらつき 2. 学校教育現場等におけるICT支援員等の採用基準が不明確、または無い 3. 企業・団体におけるICT利活用人材の不足と設置基準の不備 4. ICT利活用人材の継続教育制度が無いこと 5. ICT利活用人材の総合的なヘルプ・サポートデスクが無いことなど。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT支援に関わる現場の人材育成を明確に定義した法律がない。 ・人材派遣会社やパソコン教室会社の利権等の温床となっている。 ・ICT教育に関わる「人材育成のための基本方針と具体的な内容」を方向付けるものがない。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ICTを有効に活用する為には、企業や団体、学校などに、適切なICTの利活用を促進し支援、指導するための指導人材要員を配置することが重要である。（ICTについては、過去においてはシステムアドミニストレータという資格区分がIPAに存在したが、このうちの、上級システムアドミニストレータと初級システムアドミニストレータの中間位以上の知識、能力を有し、システム監査、セキュリティ、個人情報保護、業務知識、ICT指導能力などについての横断的な知識をする人材が必要で有る。）</p> <p>また、これに関わる国家資格を設置すべきである。</p> <p>このためにICT利活用促進に関する能力を適切にを持った人材を育成することが重要となる。</p> <p>このために、IPAの旧システムアドミニストレータの資格ガイドラインを中心として、配置すべき人材像の基準を明確にすることが必要であると考える。</p> <p>その上で、企業、団体、学校等に高度ICT利活用人材を配置することを規定することが良いのではないだろうか。</p> <p>また、その為に、バランスの良い知識と能力を持った人材育成を行うことが大切であると考え。</p> <p>現在、そういった人材育成に当たっている企業のほとんどの教育内容は、そういったレベルにいたっておらず、企業の持つ教育能力の向上を図ることが重要である。</p> <p>また、人材を育成しても、ICTに関わる知識の更新が必要となるため、1年に数回以上の研修受講と実務、レポートの作成等を行うことにより指導</p>

	<p>人材の能力水準（資格）維持を推進すべきであると考えます。</p> <p>指導人材の育成を行うことにより、各現場にてICT利活用の為の一般教育に必要な時間と内容を規定し、ICT利用の推進を行っていくことが、無理の無い、効果的なICT利活用促進の決め手になるのではないかと考えます。</p>
--	--

意見提出者	個人
1. 項目	ICT を利活用する為の「情報システム監査」に対する法整備の不備
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ICTを利活用するにあたり、情報システムの適切な導入、整備は重要である。</p> <p>そのためには、独立的な観点でのシステム監査が重要であると考えます。</p> <p>しかし、現実にはJ-SOX法による会計監査時以外では、企業や団体において、法律上で「明確」に情報システム監査が必要であることを記載しているものが皆無という状態に近い。</p> <p>また、「ICT利活用」におけるガイドラインも統合的かつ明確なものが作成されていない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>・ICT利活用を推進する上での法律的な情報システム監査条項が、それぞれの法律に組み込まれておらず、ICTの利活用に寄与できていない部分が多く見受けられる。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ICTの利活用を推進していく上で、情報システムへの適切な監査を実施する必要がある。</p> <p>このため、国や地方公共団体は、企業や団体に対して情報システムを安全、有効かつ効率的に運用し、ICT利活用が促進できるように「ICT利活用ガイドライン」を設置し、制度として「ICT利活用」に関わるシステム監査を実施できるように、適切に法整備を進めるべきであると考えます。</p> <p>そのために、まず、「ICT利活用に関わる情報システム整備」についての法律を整備することが必要であると考えます。</p> <p>また、その法律に基づいて、システムの設置や利用がICT社会に適合するように、現行法に「システム監査実施」の条項を追加すべきである。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	ICT を利活用する為の「職業訓練」
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、職業訓練（基金訓練）においてICTに関わる分野についても訓練が行われている。実施している訓練の内容が中央職業能力開発協会の指導下に有り、内容が中途半端で、有効にICTを活用できる人材の訓練となっていない講座が多い。訓練生も、どのような講座を自分が受けるべきかの選択に苦勞している。</p> <p>同時に、こういった訓練にあたるべき非常勤講師の給与水準が低く、経験や能力の高い講師をこういった訓練に充てることが出来ない現状にある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・中央職業能力開発協会による講座内容の規制・硬直化 ・ハローワークでの職業訓練・基金訓練のアドバイスのばらつき ・助成金額の低下に伴うICT指導人材の確保困難
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ICTを有効に利活用する為には、それを指導し、牽引するものと、その指導に従い、適切にICTを運用できるものが二人三脚で行っていかなければならない。</p> <p>このために必要になるのは人材である。</p> <p>この人材を育てる為には、企業や団体においてICT利活用促進のための集合研修やロールプレイングなどが必要となる。</p> <p>そのため、ICT利活用に関わる人材育成と、ICT高度利活用人材の資格や設置に関する法的な整備を行うことによってICT利活用の推進と阻害要因の更なる発見に寄与できると考える。</p> <p>人材育成については、厚生労働省の管轄ではなく、また、学校教育におけるITCの児童や学生への教育の内容や方向性は文部科学省ではなく、国家ICT人材育成戦略として、総務省が各省庁でばらばらに行っているICT推進の基礎部分をすべて掌握し、統括すべき内容であると考えている。</p> <p>ICT利活用に関する教育は、本来、職業能力開発機構が行うべき内容であったはずであるが、「人材育成」を国家戦略として総務省管轄に移管し、ICTを有効活用できる人材の育成を統括し、民間企業やIT関連の講師業などを行う個人、そういった人材を活用したいと考えている企業や団体などと連携、協力して人材育成を行うべきであると考えている。</p> <p>そのため、この教育については民間委託を避け、職業能力開発大学校などに人材を集結し、指導者を育成し、また利用者を教育することで、ICTの有効かつ効果的な利活用が可能になってくるのではないかと考える。</p> <p>また、こういった教育環境（人材）を支えることが出来るような予算を国としてつけるべきであると考えている。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	ダウンロード違法化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>文化庁の暴走と国会議員の無知によって、2009年の6月12日に、「著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、2010年1月1日に施行された。</p> <p>しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。改正法は未施行であるが、既に、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、弊害は始めている。</p> <p>そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ（文化庁HP http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html）の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない）や知財本部へのパブコメ（知財本部のHP http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html）の個人か</p>

	<p>らの意見参照) を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除するべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>著作権法第30条第1項第3号</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>著作権法第30条第1項第3号</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	DRM回避規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現状、不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされている。</p> <p>DRM回避規制については、2010年4月に公開された海賊版対策条約（ACTA）案において、DRM回避規制の対象行為の拡大（製造及び回避サービスの提供）や対象の拡大（「のみ」要件の緩和）等が必要な条文が選択肢を示さない形で提示されており、さらにこのような規制強化について知財計画2010においても具体的な制度改革案を2010年度中にまとめるとされている。</p> <p>しかし、2009年2月にDRM回避機器についてゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。</p> <p>かえって、著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避まで違法とすることで、著作権法全体に関するモラルハザードとデジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じているのではないかと考えられる。</p> <p>デジタル技術・情報の公正な利活用を阻むものであり、そもそも、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）は撤廃すべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。</p> <p>ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討されるべきでないのは無論のこと、このような危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含めた形での条約交渉を、何ら国民的なコンセンサスを得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおよそ論外である。日本政府として、海賊版対策条約（ACTA）へのDRM回避規制関連条項の導入に反対し、同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で議論を提起するべきである。</p>

<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>著作権法第30条第1項第2号 著作権法第120条の2 不正競争防止法第2条第1項第10号、第11号 海賊版対策条約（検討中）</p>
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法第30条第1項第2号を削除する。 ・合わせ、DRM回避規制に関して、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上の規制強化をしないと閣議決定する。 ・海賊版対策条約（ACTA）条約交渉においてDRM回避規制関連条項を取り除くよう日本政府から強く働きかける。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	コピーワンス・ダビング10・B-CAS
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>無料の地上放送の全てに、2008年まではコピーワンスというコピーを1個しか認めない異常に厳しいコピー制限がかけられていた。2008年からわずかに緩和されたが、やはりダビング10という不当に厳しいコピー制限が今も維持されている。このようなコピー制限を維持するためとして、無料の地上放送の全てにB-CASによりスクランブル・暗号化が施されているという状態が今もなお続いている。</p> <p>2009年の総務省の情報通信審議会の中間答申で、ようやく無料の地上放送へB-CASシステムとコピーワンス運用の導入を可能とした2002年6月の省令改正についての記載が加えられた。このように以前、無料の地上放送へのスクランブル・暗号化を禁じる省令が存在していた理由についての記載はやはり無いが、これは、無料地上放送は本来あまねく見られるべきという理念があったことの証左であろう。過去の検討経緯についてよりきちんとした情報開示を行い、このような過去の省令に表れている無料の地上放送の理念についても念頭においた上で再検討が進められなくてはならない。</p> <p>本来あまねく見られることを目的としていた無料地上波本来の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸したという総務省の過去の行為は見下げ果てたものである。コピーワンス問題、ダビング10問題、B-CAS問題の検討と続く、無料の地上放送のスクランブルとコピー制御に関する政策検討の迷走とそれにより浪費され続けている膨大な社会的コストのことを考えても、このような省令改正の政策的失敗は明らかであり、総務省はこの省令改正を失策と明確に認めるべきである。</p> <p>B-CASシステムは談合システムに他ならず、これは、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能している。</p> <p>以前は総務省令によって、無料の地上放送へのこのようなスクランブル・暗号化の導入は禁止されていたが、総務省は、平成14年6月にこの省令の改正を行い、本来あまねく見られることを目的とする無料の地上放送へB-CASシステムとコピーワンス運用の導入を可能として、無料地上波本来の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸すと見下げ果てた行為を行っている。コピーワンス問題、ダビング10問題、B-CAS問題の検討と続く、無料の地上放送のスクランブルとコピー制御に関する政策検討の迷走とそれにより浪費され続けている膨大な社会的コストのことを考えても、このような省令改正の政策的失敗は明らかであ</p>

り、この省令改正を失策と総務省に明確に認めさせるべきである。

昨年運用が開始されたダビング10に関しても、大きな利便性の向上なくして、より複雑かつ高価な機器を消費者が新たに買わされるだけの弥縫策としか言いようがなく、一消費者・一国民として納得できるものでは全くない。さらに、ダビング10機器に関しては、テレビ（チューナー）と録画機器の接続によって、全く異なる動作をする（接続次第で、コピーの回数が9回から突然1回になる）など、公平性の観点からも問題が大きい。

現在の地上無料放送各局の歪んだビジネスモデルによって、放送の本来あるべき姿までも歪められるべきではない。そもそもあまねく視聴されることを本来目的とする、無料の地上放送においてコピーを制限することは、視聴者から視聴の機会を奪うことに他ならず、このような規制を良しとする談合業界及び行政に未来はない。

コピー制限技術はクラッカーに対して不断の方式変更で対抗しなければならぬが、その方式変更途方もないコストが発生する無料の地上放送では実質的に不可能である。インターネット上でユーザー間でコピー制限解除に関する情報がやりとりされる現在、もはや無料の地上放送にDRMをかけていること自体が社会的コストの無駄であるとはっきりと認識すべきである。無料の地上放送におけるDRMは本当に縛りたい悪意のユーザーは縛れず、一般ユーザーに不便を強いているだけである。さらに、B-CASカードのユーザー登録の廃止（地上デジタル放送専用の青カードについては既にユーザー登録が廃止されており、BS・CS・地上共用の赤カードについても来年3月に登録が廃止される予定である。

<http://www.b-cas.co.jp/www/whatsnew/100325.html>、

<http://www.b-cas.co.jp/www/whatsnew/100705.html> 参照)により、B-CASカードによるユーザーに対するコピー制御の技術的なエンフォースは完全に不可能となっており、既に存在意義を完全に失っているB-CASカード・システムは速やかに完全に地上デジタル放送から排除されるべきである。

2009年の情報通信審議会の中間答申において、現行のB-CASシステムと併存させる形でチップやソフトウェア等の新方式を導入することが提言されており、今も恐らく企業レベル等で検討が進められているものと思うが、無意味な現行システムの維持コストに加えて新たなシステムの追加で発生するコストまでまとめて消費者に転嫁される可能性が高く、このような弥縫策は、一消費者として全く評価できないものである。さらに言うなら、これらの新方式は、不正機器対策には全くならない上、新たに作られるライセンス発行・管理機関が総務省なりの天下り先となり、新方式の技術開発・設備投資コストに加え、天下りコストまで今の機器に上乘せされかねないものである。この審議会において同じく検討課題とされていた、制度的エンフォースメントにしても、正規機器の認定機関が総務省なりの天下り先となり、その天下りコストがさらに今の機器に上乘せされ

	<p>るだけで、しかも不正機器対策には全くなならないという最低の愚策である。</p> <p>無料の地上放送の理念を歪め、放送局・権利者・国内の大手メーカーの談合を助長している、無料の地上放送にかけられているスクランブル・暗号化こそ問題なのであって、B-CAS類似の無意味なシステムをいくら併存させたところで、積み上げられるムダなコストが全て消費者に転嫁されるだけで何の問題の解決にもならず、同じことが繰り返されるだけだろう。基幹放送である無料地上波については、B-CASシステムを排除し、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とすること以外で、この問題の本質的な解決がもたらされることはない。</p> <p>法的にもコスト的にも、どんな形であれ、全国民をユーザーとする無料地上放送に対するコピー制限は維持しきれものではない。このようなバカげたコピー制限に関する過ちを二度と繰り返さないため、無料の地上放送についてはスクランブルもコピー制御もかけないこととする逆規制を、政令や省令ではなく法律のレベルで放送法に入れることを私は一国民として強く求める。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>—</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>1. 無料地上波からB-CASシステムを排除し、テレビ・録画機器における参入障壁を取り除き、自由な競争環境を実現する。</p> <p>2. あまねく見られることを目的とするべき、基幹放送である無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とする。</p> <p>3. 無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしとすることを、総務省が勝手に書き換えられるような省令や政令レベルにではなく、法律に書き込む。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	私的録音録画補償金制度
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>私的複製によって生じる著作権者の経済的不利益を補償するため、MD、CD-R、DVD-R等の分離型録音録画専用デジタル録音録画機器・媒体に私的録音録画補償金が賦課されている。文化庁文化審議会において、数年に渡り縮小・廃止に向けた検討が行われ、補償金のそもそもの意義が問われた中で、その解決をおざなりにしたまま、2008年の6月にダビング10解禁のために文部科学大臣と経済産業大臣の間で暫定的な措置としてブルーレイ課金の合意がなされ、消費者不在の中、2009年の5月に著作権施行令の改正によってブルーレイへの課金まで実施された。さらには、この問題について、メーカーと補償金管理協会の間で訴訟が行われるにまで至っている。</p> <p>確かに今はコピーフリーのアナログ放送もあるが、ブルーレイにアナログ放送を録画することはまずもって無いと考えられるため、アナログ放送の存在もブルーレイ課金の根拠としては薄弱であり、そのアナログ放送も2011年には止められる予定となっている。</p> <p>特に、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後2年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金に合理性があったとは私には全く思えない。</p> <p>わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。このような不当に厳しいコピー制限が維持される限り、私的録画補償金は廃止すべきである。</p> <p>文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われたが、今に至るも文化庁は、天下り先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠っている（文化庁は、基本問題小委員会を設けたが、始めからメンバーが権利者団体のみを片寄っており、このような腐った小委員会で著作権の根本に関わる問題など検討できないことは明白である。）。</p> <p>世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということはケケラも無く、権利者団体がその政治力を不当に行行使し、歪んだ「複製＝対価」の著作権神授説に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情である。表向きはどうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録</p>

	<p>音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。</p> <p>この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどこの国を見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製＝対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実は、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>著作権法第30条第2項 著作権法第5章 著作権法施行令第1章</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>1. そもそも、著作権法の様な私法が私的領域に踏み込むこと自体がおかしいのであり、私的領域での複製は原則自由かつ無償であることを法文上明確にする。また、刑事罰の有無に関わらず、外形的に違法性を判別することの出来ない形態の複製をいたずらに違法とすることは社会的混乱を招くのみであり、厳に戒められるべきである。</p> <p>2. 特に、補償金については、これが私的録音録画を自由にするための代償であることを法文上明確にする。すなわち、私的録音録画の自由を制限するDRM（コピーワンスやダビング10ほどに厳しいDRM）がかけられている場合は、補償措置が不要となることを法文上明確にする。</p> <p>3. また、タイムシフト、プレースシフト等は、外形的に複製がなされているにせよ、既に一度合法的に入手した著作物を自ら楽しむために移しているに過ぎず、このような態様の複製について補償は不要であることを法文上明確にする。実質権利者が30条の範囲内での複製を積極的に認めているに等しい、レンタルCDやネット配信、有料放送からの複製もこれに準じ、補償が不要であることを明確にする。</p> <p>4. 私的録音録画の自由の確保を法文上明確化するとした上で、私的録音録画を自由とすることによって、私的複製の範囲の私的録音録画によってどれほどの実害が著作権者に発生するのかについてのきちんとした調査を行う。</p> <p>この実害の算定にあたっては、補償の不必要な私的複製の形態や著作権者に損害を与えない私的複製の形態があることも考慮に入れ、私的録音録画の著作権者に与える経済的効果を丁寧に算出する。単に私的録音録画の量のみを問題とすることなど論外であり、その算定に当たっては入念な検</p>

証を行う。

5. この算出された実害に基づいて補償金の課金の対象範囲と金額が決められるべきである。特に、その決定にあたっては、コンテンツ産業振興として使われる税金や受信料・電波の割当といった各種の公的に与えられている既得権益も補償金的一种ととらえられることを念頭に置くべきである。この場合でも、将来の権利者団体による際限の無い補償金要求を無くすため、対象範囲と金額が明確に法律レベルで確定される必要がある。あらゆる私的録音録画について無制限の補償金要求権を権利者団体に与えることは、ドイツ等の状況を見ても、社会的混乱を招くのみであり、ユーザー・消費者・国民にとってきちんとセーフハーバーとして機能する範囲・金額の確定が行われなくてはならない。

あるいは、実害が算出できないのであれば、原則にのっとり、私的録音録画補償金制度は廃止されるべきである。

6. 集められた補償金は、権利者の分配に使用されることなく、全額違法コピー対策やコンテンツ産業振興などの権利者全体を利する事業へ使用されるようにするべきである。

なお、天下り先の権利者団体のみにおもねり、国益を無視して暴走する腐り切った文化庁には、もはや、この問題の検討能力は完全に無い。上記のような方向性で検討する必要があると私は考えているが、無理なようであれば、この制度を現行のまま完全に凍結すると閣議決定することも、合わせ検討するべきである。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	著作権保護期間
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の日本の著作権法において、著作権の保護期間は著作者の死後50年とされている。実演、レコード及び放送に関する著作隣接権については、それぞれ実演を行った時、音を最初に固定した時、放送を行った時から50年とされている。文化庁の文化審議会において、延長の検討がなされて来ており、権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているにもかかわらず、文化庁は保護期間延長に関して継続して検討しようとし続けている。</p> <p>1. 著作権そのものの保護期間について</p> <p>著作権そのものに関しては、現行でも著作者の死後50年という極めて長い期間に渡って著作権が保護されることになっている。また、著作者人格権については保護期間が切れるということはない。</p> <p>文化的に、ひ孫の孫くらいのことまで考えて創作をしている人間がいるとも思われず、文化の多様化のためにはこれ以上の延長はほとんど何の役にも経たず、経済的にも、著作者の死後50年を経てなお権利処理コストを上回る財産的価値を保っている極めて稀な著作物のために、このコストを下回るほとんど全ての著作物の利用を阻害することは全く妥当でない。</p> <p>また、保護期間延長問題は金銭的な話でないとするリスペクト論もよく権利者側が持ち出すのだが、創作者が世に出したいと思う形のまま、創作者の名前を付けて著作物を流通させるために、同一性保持権や氏名表示権といった著作者人格権が、既に保護期間が切れることのない権利として規定されているのであり、人格権と財産権を混同した主張は取り上げるに値しない。延長問題は、あくまで権利の財産的な側面のみを考慮して考えられなくてはならない。</p> <p>これほど長期間に渡る著作権の保護期間は、過去の圧倒的多数の著作物の新たな技術による公共利用、過去の大多数の著作物のデジタル情報としての公共利用に対する一大阻害要因となっており、著作権者の個々のメリットに比して社会的デメリットがあまりにも大きな有害な規制として機能している。このような著作権の保護期間については、短縮が検討されてしかるべきである。</p> <p>また、権利者団体と文化庁を除けば日本国内では、この点に関しては延長しないということではほとんど結論が出そろっているのであり、文化庁の保護期間延長に関する検討は完全に止められるべきである。</p> <p>2. 実演家の著作隣接権の保護期間について</p> <p>同一性保持権や氏名表示権などの実演家の人格権も特に保護期間と一緒に切れるということはないので、実演家の著作隣接権の保護期間について</p>

	<p>も人格権と財産権をごっちゃにするリスク論は全く当てはまらない。</p> <p>実演から50年を超えて保護期間を延長することが、文化的な実演を多く生み出すためのインセンティブとなり、このインセンティブが、保護期間延長によって生じる公共利用に対するディスインセンティブを超えるという明確な論拠が示されるならばともかく、実演から50年という期間はかなり著名かつ長命の実演家でなければ切れることがない期間であり、今のところ、実演家の著作隣接権の保護期間延長についても、これを是とするに足る根拠は何一つなく、これも延長されるべきでない。</p> <p>なお、著作隣接権の中でも、実演家の権利と、レコード製作者・放送事業者の権利は大きく性質が異なっているものであり、これらを混同することは百害あって一利ないものである。</p> <p>3. レコード製作者あるいは放送事業者の著作隣接権の保護期間について レコード製作者と放送事業者という創作者ではない流通事業者の著作隣接権は、単にレコード会社や放送局が強い政治力を持っていたことから無理矢理ねじ込まれた権利に過ぎず、その目的は流通コストへの投資を促すことのみであったものである。インターネットという流通コストの極めて低い流通チャネルがある今、独占権というインセンティブで流通屋に投資を促さねばならない文化上の理由もほぼ無くなっているのであり、これらの保護期間は速やかに短縮することが検討されるべきである。</p> <p>なお、放送事業者の権利の保護期間については、今でもローマ条約及びTRIPS協定)で放送から20年と規定されているだけであり、短縮するのに国際的障害はない。合理的な理由無く決められた保護期間を短縮することが憲法上問題になる訳もない。</p> <p>なお、過去、保護期間の短縮を行った国としては、ポルトガルとスペインが存在しており、保護期間の短縮は国際的に見て完全に不可能とされるものではない。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>著作権法第2章第4節 著作権法第4章第6節 ベルヌ条約第7条 万国著作権条約第4条 ローマ条約第14条 レコード製作者の保護に関する条約第4条 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約第17条 TRIPS協定第12条及び第14条</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁における著作権保護期間延長の検討を閣議決定により停止する。 ・放送に関する著作隣接権に関しては、速やかに保護期間を放送を行った時から20年とする。

性についての提案	・合わせ、現行ですら余りに長い著作権及びレコード製作者あるいは放送事業者の著作隣接権の保護期間短縮のため、日本政府からベルヌ条約他の関係条約の改正提案を行うことを、政府レベルで検討する。
----------	---

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	一般フェアユース条項の導入による著作権規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるインターネットのような場においては、現行の個別の権利制限規制を前提とする著作権法全体がデジタル技術・情報の公正な利活用を阻害するものとなっている。</p> <p>今現在、文化庁の文化審議会において著作権法における一般フェアユース条項の導入が検討されているが、2010年6月の法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」で示された方針は、「A その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」のみを権利制限の一般規定の対象とするべきとその範囲は不当に狭い。確かに法的安定性を高めるとい点ではこれらの類型について権利制限を設けることは重要であるものの、これほど限定したのでは、これはもはや権利制限の「一般」規定の名に値しない。これでは、既存の個別制限規定がことごとく不当に狭く使いにくいものとされているという現状から来る問題に対処する上では極めて不十分な、狭く使いにくい「個別」規定が新たに追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。</p> <p>インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものであり、著作物の公正利用には上記以外の変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、形式的利用、付随的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない利用に限るといった形で不当にその範囲を狭めるべきでは無く障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等、個別の権利制限規定による対処が不可能な全ての公正利用の類型が含まれるよう、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入すべきである。</p> <p>なお、個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処するべきとする意見もあるが、文化庁と権利者団体がスクラムを組んで個別規定すらかな</p>

	<p>か入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。2009年6月に成立した法改正においても、図書館におけるアーカイブ化のための権利制限の対象を国立国会図書館のみに限り、検索エンジンの権利制限の対象も、「業として行う者」と業規制をかけた上で、政令でその基準を定めようとし、研究目的の権利制限についても、大量の情報の統計解析のみを対象としているなど、不当に厳しい制限が課されており、天下り先の権利者団体のみにおもねる腐り切った文化庁による法改正の検討の弊害は如実に現れている。</p> <p>また、権利を侵害するかしないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってほしい。</p>
<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>著作権法</p>
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<p>・著作権法に、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入する。</p> <p>ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならないことである。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	著作権の間接侵害・侵害幫助
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられ、今なお係争中である「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件等を考えても、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態にある。</p> <p>今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあり、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。</p> <p>さらに、著作権の間接侵害事件や侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうことを考えると、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定することが喫緊の課題である。</p> <p>セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、今現在文化庁の文化審議会で検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているのが不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>著作権法第7章及び第8章 刑法第62条 プロバイダー責任制限法（正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討する。 ・合わせ、今現在の文化庁の文化審議会における、著作権法に間接侵害一般規定を設けることに関する検討を停止し、間接侵害や著作権侵害幫助罪

<p>性についての提案</p>	<p>も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定するための検討を開始する。</p> <p>ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第3者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。</p>
-----------------	---

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	著作権検閲・ストライクポリシー
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>まだ実施されていないと思われるが、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り上げられている。</p> <p>同じく、著作権検閲に流れる危険性が極めて高い、フランスで今なお揉めているネット切断型のストライクポリシー類似の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で進められており、さらに、ストライクポリシーの導入の検討を著作権団体が求めている。</p> <p>しかし、通信の秘密という基本的な権利の適用は監視の位置がサーバーであるか端末であるかによらないものであること、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害したことには変わりはないとされ、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること（窃用すること）も含むとされていることを考えると、日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものであり、さらに、憲法に規定されている表現の自由（情報アクセス権を含む）や検閲の禁止に明らかに反するものとして、このような技術による著作権検閲に他ならない対策は決して導入されてはならないものである。</p> <p>また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体プライバシー権を侵害するものであり、プライバシーの観点からも、このような措置は導入されるべきでない。</p> <p>付言すれば、日本レコード協会の携帯端末における違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国でPCに対する導入が検討され、大騒ぎになった末、今現在導入が無期延期されているところの検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ動作をするものであるということを政府にははっきりと認識してもらいたい。このような検閲ソフトの導入については、日本も政府として懸念を表明しているはずであり、自由で民主的な社会において、このような技術的検閲が導入されることなど、絶対許されないことである。</p> <p>このような提案は、通信の秘密や検閲の禁止、表現の自由、プライバシーといった個人の基本的な権利をないがしろにするものである。日本レコード協会が提案している、検閲に該当するこのような対策は絶対に導入さ</p>

	<p>れるべきでなく、また技術支援・実証実験等として税金のムダな投入がなされるべきではない。</p> <p>警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーについても、2009年6月に、フランス憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるものであるとして、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定された。フランスでは今なおストライクポリシーに関して揉め続けているが、日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることが担保されなくてはならない。</p> <p>これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やストライクポリシー、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>—</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やストライクポリシー、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討する。 ・閣議決定により、日本レコード協会が提案している、日本版著作権グリ

	<p>ーン・ダム計画について技術支援・実証実験等として税金のムダな投入を行わないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">・同じく閣議決定により、警察庁などが絡む形で進められている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保する。
--	--

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>模倣品・海賊版拡散防止条約の検討・交渉が政府レベルで交渉が行われている。</p> <p>2010年4月に公開されたこの条約の条文案には、法定損害賠償に関する条項が含まれているが、この法定賠償制度は、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつながないものであり、日本において導入されるべきとは到底思えない制度である。選択肢の形になってはいるが、このような不合理な制度の導入を求めている一部の者によって、国内法改正の検討の際に不当に利用される恐れもあり、法定賠償に関する条項については削除を求めるべきである。</p> <p>また、日本の現在の法制度と比較した時、DRM回避規制について今以上の規制強化を必要とする条項も条文案に含まれている。しかし、2009年2月に、DRM回避機器に対して、ゲームメーカー勝訴の判決が出ていることを考えても、今以上の規制を是とするに足る立法事実は何一つなく、かえって、今以上の規制強化はユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。このような危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含めた形での条約交渉を、何ら国民的なコンセンサスを得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおおよそ論外である。日本政府として、海賊版対策条約（ACTA）へのDRM回避規制関連条項の導入に反対し、同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で議論を提起するべきである。</p> <p>同じ条文案には、プライバシー保護に関する条項を入れることを検討すると書かれているものの、条文案には、インターネットにおけるプロバイダーの責任制限等についての条項も含まれており、この部分の法制化によりユーザーの情報アクセスに関する基本的な権利が不当な侵害を受ける恐れがあることを考えると、プライバシーの保護に関する条項だけでは不十分である。国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利である情報アクセスの権利等の情報の自由に関する権利を守るということも、条約に書き込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけるべきである。</p> <p>また4月時点での条約案こそ公開されたものの、依然として交渉に関しては日本政府は要領を得ない概要の公開のみでごまかしている。交渉会合に際しては、毎回速やかに自国の交渉スタンスと各国政府の反応について、議論の詳細を公開するべきである。このような情報の公開に他国の承認が必要であるとするなら、交渉の場で条約に関する詳細情報の公開についての議論を日本政府として積極的に提起し、他国の承認を得るようにするべ</p>

	<p>きである。ほとんど全世界のインターネットユーザーつまり、全世界の全国民の情報アクセスに多大な影響を及ぼしかねないこの条約の交渉については、その交渉に関する全情報が公開されて良い。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>模倣品・海賊版拡散防止条約（検討中）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・模倣品・海賊版拡散防止条約から、法定賠償とDRM回避規制に関する条項について日本政府として削除を求める。 ・同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で日本政府から議論を提起する。 ・プライバシーの権利だけではなく、国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利である情報アクセスの権利等の情報の自由に関する権利を守るということも、条約に書き込むべきであると日本から各国に積極的に働きかける。 ・交渉会合に際し、毎回速やかに自国の交渉スタンスと各国政府の反応について、議論の詳細を公開する。

意見提出者	個人
1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>出会い系サイト事業者の届け出の義務化を中心とする、出会い系サイト規制法の改正法が年の5月に成立し、同年12月から施行されている。その後、2009年の2月から3月にかけて、警視庁が、SNS各社に対して書き込みの削除要請をし、あるSNSでは内容の精査も無いまま「出会い」に関するコミュニティが全て削除されるということが起こった http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0904/02/news085.html 参照)。2009年5月には、やはり警視庁が、SNSサイトの年齢確認の厳格化を要請しており http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20392643,00.htm 参照)、2009年6月には、無届け出会い系サイト運営容疑で逮捕者まで出ている http://journal.mycom.co.jp/news/2009/06/02/057/index.html 参照)。</p> <p>警察による出会い系サイト規制法の拡大解釈・恣意的運用によって、ネット利用における不必要かつ有害な萎縮効果が既に発生していることは、一般サイト事業者に対する警察からの要請とその反応から明らかである。</p> <p>この出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過されて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反しており、表現の自由などの国民の最重要の基本的な権利をないがしろにするものである、今回の出会い系サイト規制法の改正については、今後、速やかに元に戻すことが検討されなくてはならない。</p> <p>既に逮捕者まで出ているが、出会い系サイト規制法は、その曖昧さから別件逮捕のツールとして使われ、この制度によって与えられる不透明な許認可権限による、警察の出会い系サイト業者との癒着・天下り利権の強化を招く恐れが極めて強い。出会い系サイト規制法を去年の改正前の状態に戻すまでにおいても、この危険な法律の運用については慎重の上に慎重が期されるべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	出会い系サイト規制法（正式名称は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」）
4. ICT利活用を阻害	・出会い系サイト規制法を改正前の状態に速やかに戻す。

する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案	
---	--

意見提出者	個人
1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されている。</p> <p>また、東京都等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由によってしか子供のフィルタリングの解除を認めず、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタリングの実質完全義務化を推し進めようとしている。</p> <p>しかし、そもそも、フィルタリングサービスであれ、ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗していない以上、かえって必要なことは、不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずである。一昨年から昨年にかけて大騒動になったあげく、ユーザーから、ネット企業から、メディア企業から、とにかくあらゆる者から大反対されながらも、有害無益なプライドと利権の確保を最優先する一部の議員と官庁の思惑のみから成立した今の青少年ネット規制法による規制は、一ユーザー・一消費者・一国民として全く評価できないものであり、速やかに法律の廃止が検討されるべきである。</p> <p>フィルタリングに関する規制については、フィルタリングの存在を知り、かつ、フィルタリングの導入が必要だと思っていて、なお未成年にフィルタリングをかけられないとする親に対して、その理由を聞くか、あるいはフィルタリングをかけている親に対して、そのフィルタリングの問題を聞くかして、きちんと本当の問題点を示してから検討してもらいたいとパブコメ等で再三意見を述べているが、今に至るもこのような本当の問題点を示す調査はなされていない。繰り返しになるが、フィルタリングについて、一部の者の一方的な思い込みによって安易に方針を示すことなく、本当の問題点を把握した上で検討を進めるべきである。</p> <p>また、東京都等の地方自治体の推し進める携帯フィルタリングの実質完全義務化について、このような青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制の推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、同じく不適切なその他の情報規制推進についても合わせ、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。</p> <p>なお、フィルタリングについては、その政策決定の迷走により、総務省は携帯電話サイト事業者に無意味かつ多大なダメージを与えた過去がある。携帯フィルタリングについて、ブラックリスト方式ならば、まずブラックリストに載せる基準の明確化から行うべきなので、不当なブラックリ</p>

	<p>スト指定については、携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせて無料で解除する簡便な手続きを備えていればそれで良く、健全サイト認定第3者機関など必要ないはずである。ブラックリスト指定を不当に乱発し、認定機関で不当に審査料をせしめ取り、さらにこの不当にせしめた審査料と、正当な理由もなく流し込まれる税金で天下り役人を飼うのだとしたら、これは官民談合による大不正行為以外の何物でもない。このようなブラックリスト商法の正当化は許されない。今までのところ、フィルタリングサービスであれ、ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗しているとする根拠はなく、かえって必要なことは、不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずであり、廃止するまでにおいても、青少年ネット規制法の規制は、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売を助長することにつながる恐れが強く、このような不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用が検討されるべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>青少年ネット規制法（正式名称は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」） 各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討（東京都の条例の正式名称は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年ネット規制法を廃止する。 ・廃止するまでにおいても、規制を理由にしたフィルタリングに関する不当な便乗商法に対する監視を政府において強め、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用を検討する。 ・東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対し、その不適切な情報規制推進について、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出す。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の児童ポルノ規制法により、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」という非常に曖昧な第2条第3項第3号の規定によって定義されるものも含め、児童ポルノの提供及び提供目的の所持まで規制されている。最近も、2009年4月に、アフィリエイト広告代理店社長が児童ポルノ規制法違反幫助容疑で送検され、2009年5月に、児童ポルノサイトへのリンクを張ることについて、児童ポルノ公然陳列幫助容疑で2名が送検され</p> <p>(http://www.j-cast.com/2007/05/09007471.html、http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/05/09/15641.html参照)、2009年6月には、女子高生の水着を撮影したDVDを児童ポルノとして製造容疑でビデオ販売会社社長他が逮捕されるなど</p> <p>(http://www.47news.jp/CN/200907/CN2009071901000294.html参照)、警察による法律の拡大解釈・恣意的運用は止まるところを知らず、現行法の運用においてすら、インターネット利用の全てが極めて危険な状態に置かれている。</p> <p>このような全く信用できない警察の動きをさらに危険極まりないものにして、与党である自民党と公明党は、児童ポルノ規制法の規制強化を企て、「自身の性的好奇心を満たす目的で」という主観的要件のみで児童ポルノの所持を禁止する、いわゆる単純所持規制を含む法改正案を第171回国会に提出し、民主党はやはり危険な反復取得罪を含む法改正案を提出し、国会で審議が行われた。第171回国会の解散によって、これらの改正法案は一旦廃案となったが、自民公明両党によって再提出され、今なお継続審議とされているのであり、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとする法改正の検討が今後も続けられかねないという危うい状態にあることに変わりはない。</p> <p>2009年6月には、警察庁、総務省などの規制官庁が絡む形で、検閲にしかなりようがないサイトブロッキングを検討する児童ポルノ流通防止協議会が発足し、この協議会で児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドラインが作られ、さらに、警察庁からアドレスリスト作成管理団体の公募が行われ、2010年7月には、内閣府の児童ポルノ排除対策ワーキングチームと犯罪対策閣僚会議によって、2010年度中にサイトブロッキングを自主規制として導入するという目標を含む児童ポルノ排除総合対策がとりまとめられている。</p> <p>1. 単純所持規制及び創作物規制について</p> <p>閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは</p>

は意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得えない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあつてはならないことである。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くなりならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であつて、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもつても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

児童ポルノ規制法に関しては、既に、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることは今の法律の地道なエンフォースであつて有害無益な規制強化の検討ではない。児童ポルノ規制法に関して検討すべきことは、現行ですら過度に広汎であり、違憲のそしりを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみである。

2. サイトブロッキングについて

警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、インターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロッキング等を行うことは、実質的な検閲に他ならず、決して行われてはならないことである。いくら中間に団体を介しようと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このことは、このようなリストに基づくブロッキング等が、自主的な民間の取組という名目でいくら取り繕おうとも、どうして憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や通信の秘密、検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないかということの根本的な理由であり、小手先の運用や方式の変更などでどうにかする問題では断じて無い。現時点でこの問題の克服は完全に不可能であり、アドレスリスト作成管理団体のガイドライン、公募、これに対する血税の投入等を全て白紙に戻し、このような非人道的なブロッキング導入の検討を行っている各種検討会を全て即刻解散するべきである。

さらに言えば、このように自主規制と称しながら、内閣府の児童ポルノワーキングチームや犯罪閣僚会議といった官主導の会議で実質的な検閲に他ならないブロッキングの導入方針を決めるなど、異常極まりないことである。政府にあっては、速やかに自らの過ちを認め、閣議決定等により危険かつ有害無益な規制強化の方針決定の撤回を行うべきである。

政府において、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、前国会のような危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。

違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書

き込むべきである。

なお、ブロッキングに関する広報・啓発を行う必要があるとすれば、現時点では、権力側によるその濫用の防止が不可能であり、表現の自由や通信の秘密といった憲法に規定された国民の基本的な権利に照らして問題のない運用を行うことが不可能であるという問題の周知にのみ努めるべきである。

3. プロバイダーのセーフハーバーについて

警察の恣意的な運用によって、現行法においてすら児童ポルノ規制法違反幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあることを考え、今現在民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。

4. 国際動向について

児童ポルノの閲覧の犯罪化と創作物の規制まで求める「子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」の根拠のない狂った宣言を国際動向として一方的に取り上げ、児童ポルノ規制の強化を正当化することなどあってはならないことである。児童ポルノ規制に関しては、最近、ドイツのバンド「Scorpions」が32年前にリリースした「Virgin Killer」というアルバムのジャケットカバーが、アメリカでは児童ポルノと見なされないにもかかわらず、イギリスでは該当するとしてブロッキングの対象となり、プロバイダーによっては全Wikipediaにアクセス出来ない状態が生じたなど、欧米では、行き過ぎた規制の恣意的な運用によって弊害が生じていることも見逃されるべきではない。アメリカだけを取り上げても、FBIが偽リンクによる捜査を実行し、偽リンクをクリックした者が児童ポルノがダウンロードしようとしたということで逮捕、有罪にされるという恣意的運用の極みをやっている

(http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323_fbi_fake_hyperlink/参照)、単なる授乳写真が児童ポルノに当たるとして裁判になり、平和だった一家が完全に崩壊している

(<http://suzacu.blog42.fc2.com/blog-entry-52.html>参照)、日本のアダルトコミックを所持していたとして、児童の性的虐待を何ら行ったことも無く、考えたことも無い単なる漫画のコレクターが司法取引で有罪とされている(<http://wiredvision.jp/news/200905/2009052923.html>参照)などの、極悪かつ非人道的な例が知られている。単純所持規制を導入している西洋キリスト教諸国で行われていることは、中世さながらの検閲と魔女狩りであって、このような極悪非道に倣わなければならない理由は全く無い。

しかし、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ており、アメリカにおいても、2009年1月に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として

完全に否定され、2009年2月に連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていることや、2009年のドイツ国会への児童ポルノサイトブロッキング反対電子請願

(<https://epetitionen.bundestag.de/index.php?action=petition;sa=details;petition=3860>) に13万筆を超える数の署名が集まったこと、ドイツにおいても児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、既に憲法裁判が提起され

(<http://www.netzeitung.de/politik/deutschland/1393679.html> 参照)、去年与党に入ったドイツ自由民主党の働きかけで、法施行が見送られ、ドイツは政府としてブロッキング撤廃の方針を打ち出し、欧州レベルでのブロッキング導入にも反対していること

(<http://www.welt.de/die-welt/vermischtes/article6531961/Loeschung-von-Kinderpornografie-im-Netz.html>、

<http://www.zeit.de/newsticker/2010/3/29/iptc-bdt-20100328-736-24360866xml> 参照) なども注目されるべきである。スイスにおいて最近発表された調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制の根拠は完全に否定されているのである

(<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されるべきではない

(<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/491&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en> 参照)。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきであり、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならない。

かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけるべきである。

5. 児童ポルノ排除対策ワーキングチームについて

上で書いた通り、政府の会議で自主規制と称して実質的な検閲の導入方針が決定されること自体異常極まりないことであるが、このような危険かつ有害無益な規制強化の方針を含む児童ポルノ排除対策ワーキングチームは、ホームページなどを参照する限り、2回しか開かれておらず、議事録も不十分であり、有識者として呼ばれたと分かるのは、児童ポルノ規制について根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える非人道的な日本ユニセフ協会のアグネス・チャン氏1名のみである。その下のワーキンググループに至っては議事概要すら公開していない。児童ポルノ排除総合

	<p>対策案に対するパブコメの期間も実質10日程度とあまりにも短く、到底国民の意見を聞く気があるとは思えない形で意見募集が行われている。パブコメの結果についても、運用以前の問題としてブロッキング等に反対する意見が圧倒的多数だったと思われるにもかかわらず、「運用面での配慮を求める意見が相当数寄せられた」と国民から寄せられた意見を勝手に歪曲し、結果概要にパブコメとは無関係の新聞記事を付けて印象操作を行うなど、到底許されざる恣意的操作を内閣府はパブコメ結果に加えた。</p> <p>このワーキングチームあるいはグループは議事録、議事の進め方、対策のとりまとめ方等あらゆる点で不透明であり、このような問題だらけのワーキングチームで表現の自由を含む国民の基本的権利に関わる重大な検討が進められることなど論外である。このような検討しかなし得ない出来レースの密室政策談合ワーキングチーム・ワーキンググループは即刻解散するべきである。</p> <p>このワーキングチームは即刻解散するべきであるが、さらに今後児童ポルノ規制について何かしらの検討を行うのであれば、その検討会は下位グループまで含めて全て開催の度数日以内に速やかに議事録を公表する、一方的かつ勝手に危険な規制強化を求める自称良識派団体代表だけでなく、表現の自由に関する問題に詳しい情報法・憲法の専門家、児童ポルノ法の実務に携わりその本当の問題点を熟知している法律家、規制強化に慎重あるいは反対の意見を有する弁護士等も呼ぶ、危険な規制強化の結論ありきで報告書をまとめる前にきちんとパブコメを少なくとも1月程度の募集期間を設けて取る、提出されたパブコメは概要のみではなく全文を公開するなど、児童ポルノ規制の本当の問題点を把握した上で検討が進められるようにするべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>児童ポルノ規制法（正式名称は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違憲のそしりを免れない現行の児童ポルノ規制法について、速やかに児童ポルノの定義の厳格化のみの法改正を行う。 ・ 児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないことと閣議決定する。 ・ 憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討する。

・プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討する。

・児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかける。

・児童ポルノ流通防止協議会、内閣府の児童ポルノ対策ワーキングチーム等を解散し、サイトブロッキングの導入に関する検討を完全に停止する。

意見提出者	個人
1. 項目	インターネット・ホットラインセンター・日本ガーディアン・エンジェルズ・日本ユニセフ協会
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>単なる民間団体に過ぎないにもかかわらず、一般からの違法・有害情報の通知を受けて、直接削除要請を行っている、インターネット・ホットラインセンターという名の半官検閲センターが存在している。</p> <p>同じく民間団体に過ぎないにもかかわらず、日本ガーディアン・エンジェルズという団体が、犯罪に関する情報を匿名で受け付け、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということを行っており、この7月からネットでの受理まで開始している。</p> <p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、2009年6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えるなど、寄付行為に書かれた財団法人の目的を大きく逸脱し、明白に公益を害する行為を繰り返し行い、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとしようとしている。</p> <p>サイト事業者が自主的に行うならまだしも、何の権限も有しないインターネット・ホットラインセンターなどの民間団体からの強圧的な指摘により、書き込みなどの削除が行われることなど本来あってはならないことである。このようなセンターは単なる一民間団体で、しかもこの団体に直接害が及んでいる訳でもないため、削除を要請できる訳がない。勝手に有害と思われる情報を収集して、直接削除要請などを行う民間団体があるということ自体おかしいと考えるべきであり、このような有害無益な半官検閲センターは即刻廃止が検討されて良い。このような無駄な半官検閲センターに国民の血税を流すことは到底許されないものであって、その分できちんとした取り締まりと削除要請ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保するべきである。</p> <p>日本ガーディアン・エンジェルズについても同断であり、直接害が及んでいる訳でもない単なる一民間団体が、直接一般からの通報を受け付け、刑事事件に関与して、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということ自体異常である。インターネット・ホットライン・センターにせよ、この日本ガーディアン・エンジェルズにせよ、警察の本来業務を外部委託することがそもそもおかしいのであり、日本ガーディアン・エンジェルズに無駄に国民の血税を流すべきでは無く、その分できちんとした情報受け付けと事件の解決ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保するべきである。また、このようなことに手を染めている日本ガーディアン・エンジェルズは、特定非営利活動法人あるいは認定特定非営利活動</p>

	<p>法人の名に値するものではなく、その取り消しが検討されるべきである。</p> <p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、この6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えているが、日本ユニセフの寄付行為</p> <p>(http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_kifu.html 参照)において、根拠無く焚書と表現弾圧を叫ぶことは、ユニセフの趣旨には入っていないと考えられ、このようなことが事業としてあげられている訳もなく、このような行為は寄付行為違反である。さらに、民主主義の基礎中の基礎である表現の自由等の精神的自由の重要性を考えると、寄付行為違反を超えて、このような行為は明白に公益を害するものである。「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第96条に基づいて、日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から改善命令を出すべきである。また、このような法人は、公益法人あるいは特定公益増進法人の名に値するものではなく、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定取り消しをするべきである。(なお、日本ユニセフ協会は、そのHPhttp://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.htmlにおいて、募金の税法上の優遇について、特定公益増進法人への寄付が優遇措置を受けられると書いているが、公益法人改革の一環として、既に全ての公益法人に対する寄付に対して同等の優遇措置が認められているのであり(財務省HPhttp://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htmの注参照)、これもかなり悪質なミスリードである。)</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>特定非営利活動促進法 租税特別措置法第66条の11の2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット・ホットラインセンターを廃止する。 ・日本ガーディアン・エンジェルスにおける警察の委託事業を停止する。また、同時に、日本ガーディアン・エンジェルスに対して、特定非営利活動促進法及び租税特別措置法第66条の11の2に基づく特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人の認定の取り消しを検討する。 ・日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から公益を害する活動を止めるよう改善命令を出す。また、日本ユニセフ協会に対して、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前

	に、公益法人及び特定公益増進法人の認定を取り消す。
--	---------------------------

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	情報公開法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	政策決定に関わる重要文書・資料の保存義務とその義務違反に対する罰則が不明確である。さらに、曖昧な理由に基づいて行政機関等が文書の不開示を決めることが可能である上、その後の客観的な事後救済制度の整備も不十分である。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	情報公開法（正式名称は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」である。）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他省庁、議員、審議会等委員、関係団体とのやり取りに使用された政策決定に関わる文書は全て作成者と使用者の個人名と役職を付して最低10年保存を義務化し（メール、FAX、電話、面談等全てのやり取りの記録と保存を義務化するべき）、5年でHP上に全て自動公開されるシステムを法制化するべきである。 ・ 全文書に適用される期限を法定し、それ以降は理由によらず必ず公開されるところとするべきである。 ・ 文書を廃棄する場合は、HP等による事前告知を義務化するべきである。 ・ 文書管理責任者を明確にし、故意又は過失による廃棄又は虚偽主張に処分を加えられるとするべきである。 ・ 開示の実施の方法は、原則として請求者の求める方法によらなければならないと法定し、オンライン開示、電子媒体による開示の促進を図るべきである。 ・ 不開示情報である「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報」かどうかの判断に、行政機関等の裁量を大きく認めるべきでない。 ・ 国等における審議・検討等に関する情報で、それを公にすることにより、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある情報についても、行政機関の裁量が大きく入る余地があるため、原則開示とすべきである。 ・ 情報公開法6条1項から「容易に」とただし書きを削除し、可能な限り情報は切り分けて開示しなければならないと明確化するべきである。

- ・情報公開法5条1号ハに公務員の氏名を加え、公務員の個人名も原則開示にし、5条5号・6号二を削除・修正し、省庁の検討情報と天下りも含め人事に関する情報も後に原則開示されるとするべきである。
- ・開示請求から開示決定等までの期限を短縮する。
- ・特例としての開示の無期限延長を見直す。
- ・実費と利用者の負担の両方のバランスを考慮し、手数料の減額を検討する。
- ・不服申立てがなされてから審査会への諮問を行うまでの法定期限を導入する。
- ・情報公開訴訟を、原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所にも提起できるようにする
- ・裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書の標目・要旨・不開示の理由等を記載した書面（いわゆるヴォーン・インデックス）の作成・提出を求める手続を導入する・
- ・裁判所が対象文書を実際に見分し、不開示情報の有無等を直に検討できるインカメラ審理手続を導入する。
- ・衆議院事務局は申し訳程度に規定を設けているようだが、それだけではなく、参議院事務局、会派又は議員の活動に関する情報を含め、各議員も含め国会全体におけるきちんとした文書保存制度と情報公開制度を整え、立法府についても保存年限に応じた文書の自動公開システムの法制化を行うべきである。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	国際組織犯罪防止条約・サイバー犯罪条約及びこれらの締結に必要な法改正・ウィルス作成罪
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国際組織犯罪防止条約の締結には、共謀罪の創設が必要とされているが、現状でも大規模テロなどについてはすでに殺人予備罪があるので共謀罪がなくとも対応でき、その他、個別の立法事実があればそれに沿った形で個別の犯罪についての予備罪の適否を論ずるべきであって、広範かつ一般的な共謀罪を創設する立法事実はない。実行行為に直接つながる行為によって、法益侵害の現実的危険性を引き起こしたからこそ処罰されるという我が国の刑法学の根幹を揺るがすものである共謀罪は、決して導入されるべきではない。組織要件の厳密化にしても、今現在国会に提出されている修正案のような、その目的や意思のみによる限定は客観性を全く欠き、やはり恣意的な運用しか招きようのない危険なものである。このような危険な法改正を必要とする国際組織犯罪防止条約は日本として締結するべきものではない。</p> <p>サイバー犯罪条約は、通信記録や通信内容等の情報の保全・捜索・押収・傍受等について広範かつ強力な手段を法執行機関に与えることを求めているが、このような要請は、我が国の憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くものであり、この条約も日本として締結するべきものではない。前国会に提出されていた法改正案中でも、差し押さえるべき物がコンピューターである場合には、このコンピューターと接続されているあらゆる記録媒体とそこに記録されている情報を差し押さえ可能であるとされていたが、昨今のインターネットの状況を考えると、差し押さえる範囲が過度に不明確になる懸念が強く、裁判所の許可無く捜査機関が通信履歴の電磁的記録の保全要請をすることが出来るとしていた点も、捜査機関による濫用の懸念が強く、このような刑事訴訟法の枠組みの変更は、通信の秘密やプライバシー、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がない限り、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利、といった我が国の憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くものと私は考える。</p> <p>また、ウィルス作成等に関する罪についても、以前の法改正案の「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」電磁的記録という要件は、客観性のない人の意図を要件にしている点でやはり曖昧に過ぎ、このような客観性のない曖昧な要件でウィルス作成等に関する刑罰が導入されるべきではない。</p> <p>留保・解釈を最大限に活用しても、憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くことになるだろう、これらの条約は、日本として締結するべきものではないものである。前国会に提出されていた法案は廃案のままにするとともに、条約からの脱退を検討し、今後、ウ</p>

	<p>ウイルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期すべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>国際組織犯罪防止条約（正式名称は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」）</p> <p>サイバー犯罪条約（正式名称は、「サイバー犯罪に関する条約」）</p> <p>刑法の改正検討</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前国会に提出されていた、国際組織犯罪防止条約及びサイバー犯罪条約の締結のための法改正案は廃案のままにすると閣議決定を行う。同時に、条約からの脱退を検討する。 ・ウイルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期す。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	公職選挙法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>公職選挙法によって、選挙運動期間中にネットを選挙運動に用いることが完全に禁止されている。2009年7月21日に閣議決定された答弁書 (http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/171/toup/t171234.pdf 参照) により、twitterの利用まで公職選挙法違反であるという政府見解が示されている。</p> <p>選挙運動期間中の選挙運動に関するネット上の掲示は全て、公職選挙法の第146条で規制の対象となっている文書図画の掲示とされ、完全に禁止されているが、これは、インターネットにおける正当な情報利用を阻害する一大規制となっている。</p> <p>第148条で、選挙の公正を害しない限りにおいて新聞・雑誌に対し報道・評論を掲載する自由を妨げるものではないと明文で規定しているが、新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期的に有償頒布するものであり、第三種郵便物の承認のあるものであり、当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前一年以来そうであったもので、引き続き発行するものと、ブログ等は無論のこと、大手ネットメディアですら入らない、あまりにも狭い規定となっている。第151条の3で放送についても同様の規定があるが、放送法を参照しており、当然のことながら、動画サイトなどは入らないと考えられる。</p> <p>紙媒体であろうが、ネットだろうが、実名だろうが、匿名だろうが、報道・批評・表現の本質に変わりはない。表現の自由は、憲法に規定されている権利であり、民主主義を支える最も重要な自由として、その代表を選ぶ選挙において、その公平を害しない限りにおいて、あらゆる媒体に最大限認められなくてはならないものであることは言うまでもない。もし、公職選挙法が杓子定規に解釈され、各種ネットメディアに不当な規制の圧力がかけられるようなら、公職選挙法自体憲法違反とされなくてはならない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公職選挙法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・第142条と第143条の認められる文書図画の頒布・掲示の中に、電子メール・ブログ・動画サイト等様々なネットサービスの利用類型を追加すること等により、公職選挙法第146条の規制を緩和し、ネット選挙を解禁する。 ・公職選挙法第148条の規制を緩和し、新聞等に加えてネットにおける報道及び評論の自由も明文で認め、民主主義を支える最も重要な自由とし

	て、その代表を選ぶ選挙において、その公平を害しない限りにおいて、ネットメディア、動画サイト、ブログ等における表現の自由を最大限確保する。
--	--

意見提出者	個人
1. 項目	天下り
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>2007年6月23日号の週刊ダイヤモンドの「天下り全データ」という特集で、天下りとして2万7882人という人数が示されている。中には他愛のない再就職も含まれているだろうが、2万5千人を超える元国家公務員が各省庁所管の各種独立行政法人や特殊法人、公益法人、企業などにごめき、このような天下り利権が各省庁の政策を歪めているというのが、今の日本のおぞましい現状である。2010年8月に公表されたの内閣府の特例民法法人調査でも、このような特例民法法人だけで6千人を超える天下り理事がいるとしており、これで1割程度減っているというものの、以前の調査と合わせて考えると、様々な団体・企業になお数万人規模の天下り役人がいるのではないかと考えられる。</p> <p>しかし、法改正によって得られる利権・行政による恣意的な許認可権を盾に、役に立たない役人を民間に押しつけるなど、最低最悪の行為であり、一国民として到底許せるものではない。さらに、このような天下り役人が国の政策に影響を及ぼし、国が亡んでも自分たちの利権のみ伸ばせば良いとばかりに、国益を著しく損なう違憲規制を立法しようとするに至っては、単なる汚職の域を超え、もはや国家反逆罪を構成すると言っても過言ではない。</p> <p>知財・情報政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁から各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を決定するべきである。これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定するべきである。また、天下りの隠れ蓑に使われている特殊法人、公益法人、特定非営利活動法人、特定非営利活動法人等は全廃をベースとして検討を進めるべきであり、天下りを1人でも受け入れている団体・法人・企業は各種公共事業の受注・契約は一切できないという入札・契約ルールを全省庁において等しく導入するべきである。</p> <p>また、大臣の承認を受ければ良いとするような迂回天下りや、嘱託職員として再就職するような隠れ天下りや、人事院の「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」などにおいて提案されている、60歳を過ぎてから公務員の身分のまま公益法人などに出向するといった新たな天下りルートも許されるべきでない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	国家公務員法

4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案	・閣議決定により、国家公務員法で規定されている再就職等監視委員会を凍結し、大臣の承認を受ければ良いとするような迂回天下りや、嘱託職員として再就職するような隠れ天下りや、公務員の身分のまま公益法人などに出向するといった新たに提案されている天下りルートも含め、天下りを完全に禁止する。
---	--

意見提出者	個人
1. 項目	メール検閲・DPI技術を用いた広告
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言において、通常のメールと同様SNSサービス中の「ミニメール」の内容が通信の秘密に該当するのは当然のこととしても、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を送信者に対しデフォルトオンで認める余地があるかの如き整理がなされている。同じく、DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告について、現状でも基準等の作成により導入が可能であるかの如き整理がなされている。</p> <p>しかし、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を送信者に対しデフォルトオンで認める余地があるとする事は、実質、送信者が受信者しか知り得ないだろうと思って送る情報の内容について、知らない内に事業者を検閲されているという状態をもたらす危険性が極めて高い。受信情報のフィルタリングに関する要件を一方的に拡大解釈し、送信者に対するデフォルトオンのメールの内容確認の余地を認めることは、実質的にメール・通信の検閲の余地を認めるに等しく、憲法にも規定されている通信の秘密をないがしろにすることにつながりかねない極めて危険なことである。これはデフォルトオンでメールの内容確認を行う場面が限定的であるか否かという問題ではなく、総務省にあっては、実質的なメールの検閲を是とするかの如き通信の秘密に関する歪んだ整理を速やかに改めるべきである。</p> <p>この部分において、DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告についても、利用者の同意がなければ通信の秘密を侵害するものとして許されないのは当然のこととして、DPI技術はネットワーク中のパケットに対して適用されるものであり、一旦導入されてしまうと、その存在と対象範囲について通常の利用者は全く意識・検証し得ないものである。DPI技術についても、利用者が知らない内に通信内容が事業者を検閲されているという状態をもたらす危険性が極めて高く、実質的な検閲をもたらしかねない危険なものとして安易な法的整理はされてはならない。契約書によったとしても、それだけでは、明確かつ個別の同意が十分に得られ、利用者からDPI技術の存在と対象範囲について十分に意識・検証可能となっているとすることはできない。DPI技術の利用については、通常の利用者の明確かつ個別の同意を得ることは現時点では不可能であり、この部分の記載は、現時点で、法的課題を克服することは困難であり、基準等の作成もされるべきではないとされなくてはならない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・	-

規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	・総務省において、SNSサービスにおけるメール監視やDPI技術を用いた広告のような実質的な検閲を是とするか如き歪んだ法的整理を早急に改め、大臣レベルでその見解を公表する。

意見提出者	個人
1. 項目	携帯電話事業者による差別的なダウンロード容量制限
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言によると、一部の携帯電話事業者が、公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を行っているとのことであるが、携帯電話事業者による、このような容量制限は、公平性の観点から、独禁法からも明らかに問題がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	・携帯電話事業者による公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を排除する。

意見提出者	団体
1. 項目	e 文書法における技術的要件の明示と I C T 利用促進について
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	<p>①e文書法では、法令における書面の定義や扱いについて定められていますが、技術的な要件は関係する省令を読まなければならない、利用者が関係省令にたどり着くのが困難な状況です。</p> <p>②e文書法第7条に記載されている国と地方公共団体の取り組みについて、条文では努力目標に留まっていることもあり、なかなか I C T 利活用が進まない状況です。</p>
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」</p> <p>「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」</p>
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>①技術的要件をe文書法内に明記する必要があると考えます。</p> <p><例></p> <p>第4条第3項の「～主務省例で定めるものをもって当該署名等に代えることができる」の一文を「電子署名法上の認定認証業務の電子署名に代えることができる」など。</p> <p>②e文書法第7条について、国と地方公共団体における I C T 利用促進に関して、もう少し強制力を持たせる内容にした方が望ましいと考えます。</p>

意見提出者	団体
1. 項目	電子帳簿保存法のガイドライン作成
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>電子帳簿保存法に記述されている電子化のための技術的要件がわかりにくい ため、以下の点で導入を難しくしていると思います。</p> <p>①国税関係帳簿書類電子化の要件を整理したガイドラインが存在しないため、各記述について幅広い解釈ができます（そのため、正しく対応しようとする企業にとっては法解釈に時間を要し、かつ的確な対応を行い難い状況にあります。）。</p> <p><例> 法律施行規則第三条5項二のロ上の一文”～特定認証業務が行われる同条第一項に規定する電子署名～”の記述について、国の指定機関による調査を必要としない特定認証業務レベルでよいとも解釈できますが、取引の厳正化を考慮すると認定認証業務レベルが必要なのではないかと考えます。</p> <p>②中小企業が電子化に取り組む場合、民間ASPサービスやパッケージソフトの利活用が有効と考えますが、利用するASPサービスやパッケージソフトが法律の要件を満たしているかどうか（および信頼できるものかどうか）をユーザー側で判別することができません。</p> <p>③企業が電子契約を行う場合、電子帳簿保存法面から意識すべき各種要件（技術的要件、手続的要件）がわかりにくいと思います。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」</p> <p>「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>①同法律を満たす要件を取り纏めたガイドラインを国税庁が作成し公開する必要があると考えます。</p> <p>②e文書法関連の民間ASPサービス/パッケージソフトに対する認定制度など、各ASPサービス/パッケージソフトがどの法律に準拠しているか審査、公表する仕組みが必要ではないかと考えます。</p> <p>③電子契約に特化したガイドラインを作成し公開する必要があると考えます。</p>

意見提出者	団体
1. 項目	電子契約の全産業統一の技術要件の作成
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>企業がBtoBレベルの電子契約を行おうとする場合、電子帳簿保存法の要件＋各業界で電子契約について定められた要件を満たす必要があります。</p> <p>例えば建設業であれば電子帳簿保存法＋「建設業法施行規則第13条の2第2項に既定する「技術的基準」に係るガイドライン」の要件をクリアする必要がありますが、このような業界毎の要件設定が同一業界の企業間ばかりでなく、異なる業界の企業間における電子契約を円滑に普及し難い一因にもなっています。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」</p> <p>「建設業法施行規則第13条の2第2項に既定する「技術的基準」に係るガイドライン」</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	電子契約について、国として求める全産業統一の技術要件を取り纏めて公開する必要があると考えます。

意見提出者	社団法人電子情報技術産業協会
1. 項目	電子行政システムの浸透及び一層の活用のための民間 IC カードインフラと公的 IC カードインフラとの統合化
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>民間では IC カードインフラの整備が進み、国民だれもが、あらゆる場所で、電子マネーを始めとした IC カード・IC チップ搭載携帯電話を利用することができる。</p> <p>一方で、住基カードをベースとした現在の電子行政サービスは利活用の遅れが顕著（各行政機関において 92% の手続が、オンラインにより申請・届出等を行うことが可能となっているが、その利用率は 34.1%。平成 21 年 8 月総務省発表）であるが、住基カードは、すでに普及した民間の IT インフラとは互換性がないため、国民は電子行政サービスの利用のみのために別規格の IC カード対応機器を購入する必要があり、その初期設定も煩雑となっている。住基カードの発行枚数も極めて低く、国民本人の証明を行う公的 IC カードこそが電子行政サービスの利活用促進の妨げになっていると考えられる。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則 公的分野における IC カードの普及に関する関係府省連絡会議 申し合わせ (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/others/ficcard.html)</p>
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>政府は、国民 ID 制度を基軸とした環境整備を進めようとしているが、その基盤となる IC カードインフラにおいては、国民誰もが、いつでもどこでも電子行政にアクセスできる環境を実現するためにも、現状の公的分野の IC カード規格を改め、すでに民間で普及が進んでいる IC カード規格を採用し、民間インフラを積極的に活用することが必要と考える。</p>

意見提出者	社団法人電子情報技術産業協会
1. 項目	パスポート申請に関する書面提出・対面手交義務の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在パスポートの申請を行うには申請書、戸籍謄本又は抄本、住民票の写し、写真、身分証明書を各都道府県の申請所にて提出する必要があり、受け取りの際にも申請所に向く必要がある。国民の利便性を向上させるために、インターネットを通じたパスポート申請も受け付けるべきであると考える。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	外務省ウェブサイト → http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pass_2.html (「必要書類」参照)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	セキュリティを担保した上で関連官公庁における情報連携を促進し、インターネットの手続きだけでパスポート作成を行なえるようにすべきである。

意見提出者	社団法人電子情報技術産業協会
1. 項目	実験試験局免許の放送実験での活用
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	エリアワンセグの実験試験局免許にて実験を行う場合、将来の実用化が期待される広告や販売促進での需要を確認したいが、そのような情報発信が商用と見なされており配信が出来ない。そのため、エリアワンセグのビジネス的効果測定を行う事が出来ない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	エリアワンセグの実験を行う場合は、実験試験局免許を取得して行うが、広告や販売促進を図る内容を電波発射できない。 (無線局開設の根本的基準)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	実験試験局免許であっても、広告や販売促進における需要を確認するための、非営利の情報配信に限定したものについては、エリアワンセグの効果測定を出来るに様に制度を見直すべきである。

意見提出者	社団法人電子情報技術産業協会
1. 項目	対面診療（医師法第20条）のさらなる規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>テレケア(遠隔診療等)は、一定の医療水準が保証されている都市部に対し、遠隔地・離島・過疎地など水準の異なる状況にある国民に対する医療の供給の手段としても考えられているが、遠隔診療の条件（初回の対面診療）や担当する人材不足により、継続が難しい場合が多い。</p> <p>また、遠隔診療への診療報酬割当て、医師以外のスタッフへの権限委譲など、制度面の課題も大きく、必要としている国民が十分に享受できる体制が整っていない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師法第20条等 ・ 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第7条及び第8条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>患者の居宅等との間で行われる遠隔診療については、医師法第20条等との関係が問題となる。患者の居宅等との間の遠隔診療を行うに際して、近年のICTを活用した遠隔診療の有効性は、遠隔地・離島・過疎地などでかなり実証されている。</p> <p>そこで、国民の利便性の向上並びに医師不足、医療費の増加、医療の地域格差といった問題を打開するためにも、特に慢性医療等の特定医療分野において遠隔医療への移行を積極的に進めるべきであり、これまでの実証実験を評価した上で、対面診療の原則や診療報酬制度について、時代に対応した見直しを早急に行うべきである。</p>

意見提出者	社団法人電子情報技術産業協会
1. 項目	特定健診の保健指導における ICT を活用した遠隔面談の実現
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>2008 年より特定健診・特定保健指導が始まったが、保健指導の資格を持つ医師や保健師などは地理的に偏在しており、とくに保健指導の実施者が不足している地域においては、直接面談を受けることが難しい場合が存在する。</p> <p>高画質・高音質で、双方向で画像を送ったり線や絵を描いたりしてコミュニケーションを図ることが可能な遠隔面談システムは質の高い保健指導を効率的に実施することができるが、①初回面談においては遠隔面談は認められておらず、また、②初回面談以降の継続支援においては、遠隔面談は直接面談ではなく電話面談と同等のポイントとされていることが一因となり、現在の制度の下では、特定健診・特定保健指導において ICT を活用した質の高い遠隔面談の推進の阻害となっている。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成 19 年厚生労働省令第 157 号) 第 7 条及び第 8 条
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>①初回面談における遠隔面談の実施、②初回面談以降の継続支援において遠隔面談と直接面談を同等のポイントとすることで、ICT を活用した遠隔面談を直接面談と同等の措置として認めて頂きたい。</p> <p>また、政府では今後、実証・検証を行うとのことだが、既に民間では試行が進んでいるところであり、これらの取り組みを活かしたうえで実証・検証が進められることを期待する。</p>

意見提出者	社団法人電子情報技術産業協会
1. 項目	処方せんの電子化と制度運用の可能化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	電子化された処方せんを IC カード型保険証に格納し授受することで、医療・薬剤分野における業務の効率化が見込まれるが、現状では、院外処方せんは「民間事業者等が行なう書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(e-文書法)の適用対象外とされている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について(平成17年3月31日医政発第0331009号、薬食発第0331020号、保発第0331005号)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	医療・薬剤分野における業務の効率化を推進するためにも、院外処方せんの電子化の実現に向け、早急に検討すべきである。 なお、医療情報ネットワーク基盤検討会が2008年7月にまとめた「処方せんの電子化について」においても、「処方せん電子化の実施が今後とも困難であるとする結論にはならない」、「真に有益な処方せんの電子化の実現に向けて、より詳細な検討を行っていくことが必要」とされており、実現にむけて早急な検討が求められる。

意見提出者	社団法人電子情報技術産業協会
1. 項目	救急車と医療機関を結ぶ救急・救命映像システムの導入加速化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>救急医療の現場等で、救急隊員と医療機関のコミュニケーションには音声通話が主流であり、音声のみによるコミュニケーションでは、伝達できる情報に限界があるため、患者の症状や緊急度が必ずしも的確に伝わるとは言えない。また、1対1のコミュニケーションに限定されることから受け入れ可能な病院が見つかるまでに多くの時間を要している場合がある。</p> <p>救急車から患者の容態を表す映像・音声情報をブロードキャストで配信すれば、複数の医療機関で患者の受け入れ可否を適切に判断でき、緊急度に応じたマッチングや、受け入れ時間の短縮、また搬送時における救急医療行為への適切なアドバイスが可能となる。</p> <p>これらのシステムの導入においては、関係省庁が複数にまたがることから一元的な対応を行うことが難しく、救急・救命分野のICT利活用が進んでいない状況にある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	関係省庁が複数にまたがることから一元的な対応を行うことが難しい。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	救急・救命医療の改善は喫緊の問題であり、ライフイノベーションの具現化例のひとつとして、省庁の枠組みを超え、早急に検討を実施すべきである。

意見提出者	社団法人電子情報技術産業協会
1. 項目	特許出願手続きの簡素化・グローバルのハーモナイゼーション
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	特許審査ハイウェイ等2国間でのハーモナイゼーションが進んできているが、今後の海外へのビジネス展開を視野に、海外出願を考えると、特許出願の手続きが複雑であり、日本のテクノロジーがもつ競争力の活用による国力高揚の阻害要因となっている。ICTを始めとする日本の知的権益、知財戦略を一層拡大するためにも、特許出願プロセスのハーモナイゼーション、システムの簡素化と活性化が不可欠である。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	特許法 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	法改正にもとづくもの以外にも、特許審査のプロセスを簡素化するものとして、米国で現在行われている Peer to Patent (http://www.peertopatent.org/) など、インターネットを活用したコミュニティベースの先行技術の調査体制などが進んでいる。わが国においても、ICTを徹底的に活用した21世紀にふさわしい制度の導入が望まれる。

意見提出者	社団法人電子情報技術産業協会
1. 項目	公職選挙法の改正
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	日本の公職選挙法では、選挙運動のインターネット利用は第142条第1項で禁止されている「文書図画の頒布」にあたりと解釈されている。また第146条の「文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限」により、インターネットを利用して情報を発信することが違法行為とされる可能性が高い。このため選挙期間中に候補者はウェブサイト更新や電子メール配信を自粛することが一般的になっている。また有権者のインターネット投票も実現されていない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公職選挙法（第142条、第146条等）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	有権者による選挙情報の収集を容易にするため、選挙運動におけるインターネットの活用を促進する。 有権者による投票権の行使を容易にするため、電子投票を促進する。

意見提出者	一般社団法人 e ビジネス推進連合会
1. 項目	一般用医薬品のインターネットを含む通信販売規制
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>2006 年の改正薬事法に基づく改正薬事法施行規則が 2009 年 2 月 6 日に公布されましたが、この改正により、今まで認められていた郵便その他の方法（郵便、カタログ、ちらし、インターネット等）を通じた一般用医薬品の販売については、2009 年 6 月 1 日より第 3 類一般用医薬品を除いて販売禁止となっています。ただし、経過措置として平成 23 年 5 月 31 日までの間は、①薬局及び店舗がない離島の居住者に対して販売する場合、②改正省令の施行前に購入した医薬品を改正省令の施行時に現に継続して使用していると認められる者に対して同一の薬局又は店舗が同一の医薬品を販売する場合に限って、第 2 類医薬品等の郵便等販売が可能となっています。</p> <p>（1）2009 年 6 月以降、インターネットで通信販売を行っていた薬局等のもとに、消費者から通信販売継続を求める声が多数届いています。特に、外出困難な方をはじめとして自分にあった一般用医薬品を購入できないことで健康の不安を感じている方が多く、国民の健康維持に観点から問題が生じます。</p> <p>（2）また、薬局等にとっては、2009 年 6 月の医薬品売上は前月比 62% も減少し、2300 人の方に対して販売のお断りを行ったという事例も生じるなど、経営に甚大な影響を及ぼしています。特に重要な販路を奪われてしまった中小の薬局等にとっては事実上経営が成り立たなくなるほどの影響が生じます。</p> <p>（3）一般用医薬品が通信販売で購入できなくなったことにより健康の維持や体調管理に不安を訴える切実な声が事業者にも多数寄せられており、販売継続を求める署名も 150 万を越えております。また、「ハトミミ」に寄せられた第 1 回集中受付月間（本年 1 月 18 日～2 月 17 日受付）の意見のうち約 4 割が、本件に関するものでした。こうした事態からは、規制導入の決定過程で国民的な議論が不足していたのではないかとこの疑念が拭えません。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>薬事法第 36 条の 5 及び第 36 条の 6 薬事法施行規則第 15 条の 4（第 142 条において準用する場合を含む。）、 第 159 条の 14、第 159 条の 15 及び第 159 条の 16 薬事法施行規則等の一部を改正する省令 附則第 23 条から第 28 条 薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令</p>
4. ICT 利活用を阻害する制度・	<p>消費者に対する購入経路の拡大により国民の健康維持に資するよう、第 1 類及び第 2 類の一般用医薬品についても通信販売が可能となるよう、所要の法令整備を早急に図るべきです。</p>

規制等の見 直しの方向 性について の提案	
--------------------------------	--

意見提出者	一般社団法人 e ビジネス推進連合会
1. 項目	衆議院・参議院への請願・陳情において自署又は押印を求める件
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、衆議院および参議院を通じて行う請願および陳情の手続きにおいては、自署を原則とし、ワープロなどで印刷された文字を使った場合には押印が必要とされている。</p> <p>近年インターネットを利用した署名活動が行われるようになっており、そのようなサイトで地域を越えて幅広く集められた要望も国民の声として国政へ反映されることが望ましいと思われるが、自署性・押印を求められるとそもそもそのような声を伝えることが困難になる。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>請願法第 2 条 衆議院および参議院の請願・陳情提出手順 衆議院 http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_tetuzuki.htm http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/seigan.html</p>
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ワープロなどで印刷された文字による署名の場合でも押印を求めないこと</p> <p>※ 請願法上は自署性および押印は要件となっていない</p>

意見提出者	一般社団法人 e ビジネス推進連合会
1. 項目	選挙における I T の利活用の制限
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	インターネットが事実上の社会インフラとなる中で、インターネットを通じた情報提供、情報発信・受信の機会が選挙人及び被選挙人から奪われている。
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>①公職選挙法では、頒布できる文書図画が限定されている（公職選挙法第 142 条等）</p> <p>②選挙管理委員会が発行する選挙公報の配布は紙とされている（公職選挙法第 170 条等）</p> <p>など</p>
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>国民への情報提供の機会が増えることにより政策論争が活発化し、民主主義の発展に資するよう、選挙運動におけるインターネット活用（ウェブサイト、電子メール、ソーシャルメディア等）が候補者・政党だけでなく広く有権者を含めた一般の者も可能とするような公職選挙法の抜本的な改正が行われることを強く望みます。</p> <p>① インターネット（ウェブサイト、電子メール等）を用いた「文書図画」の頒布を解禁する。</p> <p>② 選挙管理委員会は、選挙公報の内容をウェブサイトでも提供できることとする。</p> <p>等</p>

意見提出者	一般社団法人 e ビジネス推進連合会
1. 項目	インターネットでの選挙活動およびインターネットを利用した投票
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	現状、国政選挙、地方選挙に関わらず、選挙期間中にインターネットで告知、PR することは禁じられている。また、インターネットで投票することはできず、書面投票のみとなっている。これらを可能とすることで、国民の政治参加を促進するとともに、利便性向上にも資するものと考えられる。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公職選挙法 等
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	選挙期間中のインターネット解禁については、なりすまし、誹謗中傷記事の取扱等について、インターネット事業者が自主的に管理し、管理レベルが一定以上だと考えられる事業者については認定を付与するなどの方法が考えられる。 インターネット投票については、なりすまし、セキュリティ、負荷分散等の課題を解決するような強固な投票システムを、国、地方が導入する必要があると考えられる。

意見提出者	一般社団法人 e ビジネス推進連合会
1. 項目	教育訓練の環境に関する緩和
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	雇用能力給付金やその他の訓練基金など多くの教育訓練に対する助成、認定などが、e ラーニング、オンデマンドスクール（学校での遠隔授業）は対象外として除外されている。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	各種訓練、教育に関する助成、認定、基金等
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	東京の優良かつ豊富なコンテンツを地方でも都市圏同様に受けられる事によるメリットは大きく、不正受給対策を講じながら、環境緩和について検討頂きたい。

意見提出者	一般社団法人 e ビジネス推進連合会
1. 項目	印鑑証明書、住民票および戸籍謄本の取得
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	現状、印鑑証明書、住民票および登記簿謄本を取得するためには窓口に向き、申請する必要があるが、一部を除き、休日、祝日、深夜に申請ができない。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	住民基本台帳法 等
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	なりすまし、セキュリティ、負荷分散等の課題を解決するような強固なシステムを、国、地方が導入する必要があると考えられる。

意見提出者	一般社団法人 e ビジネス推進連合会
1. 項目	税務申告
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	現状、税務申告はインターネットを活用できるものとされているが、実質的にはヘッドレターのみ可能で添付書類は持参または郵送するしかないのが現状である。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	税法 全般
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	なりすまし、セキュリティ、負荷分散等の課題を解決するような強固なシステムを、国、地方が導入する必要があると考えられる。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	薬局における薬歴簿保管条件の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>・現状、薬局における薬歴簿については、薬局個店毎に保管することが義務付けられており、同一患者であっても、薬局毎に異なる薬歴簿を作成しなければならないことから、ICTを活用した患者情報の一元管理や薬局間での情報共有・活用を妨げる一因となっているものと考えます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>・薬剤師法 第28条 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。 3 薬局開設者は、第1項の調剤録を、最終の記入の日から3年間、保存しなければならない。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>・薬歴簿や患者ID等の管理の在り方について一元管理を可能とする等、柔軟性を持たせていただきたい。</p>

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	医療における「対面の原則」の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・医療における「対面の原則」が制度・規制として存在することから、遠隔医療、遠隔服薬指導、遠隔保健指導などの可能性を阻害しているものと考えます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・医師法 第20条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な範囲で「対面の原則」の制度・規制を緩和していただきたい。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	保険開始規定の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、保険会社の認可約款にて保険の効力が発生するのは保険会社もしくは保険代理店が保険料の着金を確認した時点からとなることが多く、保険料の前払いが原則となります。 ・例えば、インターネットで保険申込を行った場合においても、保険料の支払いを銀行振込で行い、申込当日に保険会社もしくは保険代理店で着金を確認できないときは、その申込当日に保険の効力が発生しないことから、このようなケースの場合、ユーザーは保険開始希望日に保険加入ができないことがあり、利便性を損ねているものと考えます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	-
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の着金確認前においても保険効力の発生が可能となるよう、柔軟な取扱いを可能にしていきたい。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	処方せんの電子化の制度化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、処方せんの電子化は認められていないが、医療分野における「対面の原則」の見直しとともに、処方せんの電子化が実現できれば、ICTを活用した非対面での服薬指導、処方せん受取の省力化、遠隔地からの薬の注文・処方の実現等、患者の利便性向上に資するものと考えます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・処方せんの電子化についてはこれまでも検討がなされ、平成20年7月、厚生労働省 医療情報ネットワーク基盤検討会「処方せん電子化において」の報告書において、「将来にわたり実現不可能な課題ではなく、処方せん電子化の実施が今後とも困難であるとする結論にはならない。」とされていることを踏まえ、その実現に向けて早急に検討を進めていただきたい。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	処方せん交付条件の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、処方せんの交付には、医師による診断が必要であり、診察治療等を伴わない処方せん交付は禁止されているところです。 ・しかしながら、ICTの利活用により、例えば、遠隔から患者の体調に係る基礎データ（血圧、脈拍等）を医療機関へ送信することも可能になっていることを踏まえ、処方せん交付条件を緩和し、患者の病状や経過状況によっては、医師の診察を要せずに処方せんの交付を可能とするとともに、前述の処方せんの電子化の実現により、例えばWebサイトや電子メール等で処方せんの申請や受領を可能とする等、ICTを活用することで、通院の負担の軽減や遠隔地からの薬の注文・処方の実現等、患者の利便性向上に資するものと考えます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・医師法 第20条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の症状や経過状況によっては、医師の診察を要せずに処方せんの交付を可能とする等、現状の医師による診断等を必須とする処方せんの交付条件を緩和していただきたい。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	救急救命士による救命措置に対する規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士によるプレホスピタルケアについては、限定列挙された特定行為（静脈路確保・気道確保・薬剤投与・除細動・気管挿管）のみを行えることとされています（救急救命士法第44条）。 ・しかし、モバイル通信技術の進歩により、高精細画像やクリアな音声の伝送が可能になったことから、医師が傷病者の状態を視覚的情報を元に的確に把握し、救急救命士の救命措置を指導監督することが可能となっています。 ・このような現状を鑑み、搬送者の救命率の向上のため、救急救命士が実施可能な行為について、ICT利活用による範囲拡大の検討を進めるべきと考えます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士法 第44条 救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士による救命措置について、ICTの利活用により、より広範な行為が行えるよう規制の緩和を検討していただきたい。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	健康機器販売における医療機器販売管理に関する条件の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・コンシューマ向け健康管理機器（例：血圧計・体重計等）への通信機能の搭載等、遠隔医療・予防医療領域のサービス検討が進みつつある中で、医療機器の取扱については一定の制約（例：インターネット上での販売の禁止、医療機器販売管理者以外の者による販売の禁止等）が課せられています。 ・通信機能を搭載したコンシューマ向け健康管理機器については、利用者の利便性の観点から、通信サービスと健康管理機器がセットで提供されることが前提となるものと考えますが、上記の制約がその実現を妨げる一因となっていると考えます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事法 39 条 血圧計は薬事法施行規則別表第二、器具器械 10. 血圧検査又は脈波検査用器具に類別され、薬事法第 39 条の規定により医療用具販売業の届出が必要である。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器であっても、コンシューマ向けの健康管理機器については、インターネット上での販売や医療機器販売管理者以外の者による販売を可能とする等、販売条件を緩和し、利用者が多様な販売チャネルで購入できるようにしていただきたい。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	ICT 利用サービスにおける著作物の利用制限の見直し
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の著作権法では、公正な利用については一定の範囲で著作権の行使が制限されており、著作権者の許諾なしに利用できることとされています。 ・しかしながら、米国等の著作権法とは異なり、著作権を制限するケースを個別具体的に列挙する方式（限定列挙方式）を採っていることから、必ずしも著作権者の利益を不当に害しないと考えられる場合であっても、著作権法を形式的に適用すると著作権侵害となり得ます。 ・そのため、企業における ICT を活用した革新的サービスの創出にあたり、著作権侵害のおそれを回避するために、過剰な萎縮が生じています。 ・デジタル技術や情報技術の発達に伴い、著作物の利用形態が急速に多様化している中、限定列挙方式では、事後的に個別の権利制限規定を追加するほかなく、タイムリーに対応できない。結果、わが国の情報技術産業の国際競争力を阻害する要因の一つになっているものと考えます。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法（30 条～47 条の 9） 著作権を制限する行為について、限定的に列挙されている。
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の進歩や新たなビジネスモデルの出現に対し、柔軟かつ迅速に対応できる法制度とするため、著作権者の利益を不当に害しない公正な利用であれば、包括的に著作権者の許諾なしに著作物を利用できるようにする権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入をしていただきたい。 ※「フェアユース」とは： 著作権者に無断で著作物を利用しても、著作権者の正当な利益を不当に害しないと考えられる公正な利用に該当するものであれば、その利用行為は著作権を侵害しないとする法理。米国の著作権法（107 条）などで採用されている。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	公的個人認証サービスにおける鍵管理情報格納媒体の基準の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>・公的個人認証サービスの鍵管理情報格納媒体は、住民基本台帳カードに準じる扱いとなり ISO/IEC15408 の認定取得が求められるため、携帯電話の内部メモリ等への搭載を困難にする要因となっています。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>・「住民基本台帳カードに関する技術的基準（総務省告示第三百九十二号）第2 3 国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第 15408 の認証 住民基本台帳カードは、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第 15408 の認証を受けたカードを用いること。ただし、当分の間は、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第 15408 の評価を受け合格した設計書に基づいて作成されたカードを用いることができるものであること。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>・鍵管理格納媒体の基準を緩和し、移動機内部メモリのように一定の安全性が確保されているものについては搭載を許容していただきたい。</p>

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	公的個人認証サービスの利用可能範囲の拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>・公的個人認証の失効リストの提供を受けることが可能なのは、行政機関等、又は認定認証事業者等となっており、一般の民間サービスで公的個人認証サービスを利用することはできない状況となっています。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</p> <p>第17条 次に掲げる者は、利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、都道府県知事に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合(第四号及び第五号に掲げる者にあつては電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う場合に、第六号に掲げる団体にあつては行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等(以下「行政機関等」という。)及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。)には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。</p> <p>一 行政機関等</p> <p><以下、省略></p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>・失効リスト提供を広く民間に行い、公的個人認証サービスの利用範囲を拡大していただきたい。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	e文書法の今後に向けた検討
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>e文書法が施行された際は様々な分野における文書の電子化が期待されていたが、現状では電子帳簿保存法関連の事例がほとんどであり、e文書法の本来の目的であった規制緩和が十分に果たされていない。</p> <p>現状の「電子化してもよい」というe文書法の位置づけが非常にあいまいで、例えば民間企業が文書を電子化した際に「電子化した紙文書を捨てることができずに二重保管する」など電子化しても負担が増えるだけといった事態を生んでいることや、そもそも電子化に取り組むメリットがないという状況を生んでいる。</p> <p>(印紙税の削減というわかりやすいメリットがある電子契約などはわずかながら進展している。)</p> <p>そもそも、e文書法が施行されてから有識者を交えた分析や見直しが行われておらず、改善の余地があると考えます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」</p> <p>「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>e文書法に係る府省横断・官民連携型の検討会を発足し、現状分析と今後の方策について議論すべき（PDCAサイクルのCheckとActionを行うべき）と考えます。</p> <p>また、国として行政の電子化推進に強い意志があるのであれば、現状の「電子データでもよい」ではなく「基本的に電子データとする」を目標に据えた検討が必要と考えます。</p> <p>電子化の実現は紙の削減に繋がり、今国際的な流れとなっているCO2削減効果という点でも有効と考えます。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	情報化における外字対応
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>日本と欧米を比較した場合、日本は外字対応という大きなハンデキャップを負っている。</p> <p>日本国内のほぼ全ての産業が外字の件で何らかの対応を行っていると考えられるが、特にIT産業において大きな負荷となっている。</p> <p>国、地方公共団体、企業・団体などで個別に外字対応を行っているのが現状と考えるが、国際的な標準規格を強く意識しなければならないIT産業において日本独自のローカルルールに少なくない費用と労力が投入されているのは無駄としか思えない。</p> <p>※近年ではMicrosoft社のJISX0213:2004対応に伴う字体の変更や追加などの問題も発生したが、今後についても同様のリスクを抱えている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>情報通信産業における外字対応について、「JIS*の第*水準以下の漢字は平仮名で置き換える」等国として基準を設ける。</p> <p>(個人の氏名など) アイデンティティの観点から外字問題を解消するのは困難かと思うが、少なくない費用と労力を投入してまで対応すべきことかと考えれば、割り切った運用も許容されると考える。</p> <p>また、現在外字対応に要している労力をより有効なことに割けるようにした方が日本企業の国際競争力強化の面でも有効と考える。</p>

意見提出者	財団法人日本データ通信協会タイムビジネス協議会 (JADAC TBF)
1. 項目	インターネット利用に対する不安の除去施策
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	制度・規制ではないが ICT 利活用を阻む要因として暗黙的にインターネットを介して外部機関との接続を行うことへの不安が考えられる。単に規制を撤廃すると言う法的な対応のみで無く、不安解消の為に具体的な利用ガイドを必要とする。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	実際には、金融機関や医療機関等では、この不安から、TSA/CA 等の TTP (Trusted Third Party) へのインターネットによる接続を拒否される事例もある。また、ユーザにとっても、より強固 (高価) なシステム構築を行うか、どこかで紙媒体での運用とすることにより不安を解消することになり、結果的に ICT の活用によって実現出来るはずの効率良い電子情報の管理やトレーサビリティが確保できない事例もある。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	そこで、きちんと対応さえすれば、インターネット接続で外部機関を活用・利用することで、より安全・安心かつ利便性の高い電子情報による管理・運用が可能であるというガイドラインを、出していただきたい。 すなわち、ICT 利活用推進の為に、電子署名・認証・タイムスタンプなど現行の仕組みを有効に活用することで、紙と同等の安全性が確保出来かつ業務効率が向上することを明記したガイドラインを希望します。

意見提出者	財団法人日本データ通信協会タイムビジネス協議会 (JADAC TBF)
1. 項目	電磁的遺言書に対する法的規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	本人の意思を記録した遺言ビデオレター、電磁的な記録に関して、民法第七章 遺言の章で規定されている紙文書以外は認められていない。 米国等ではインターネットを利用し、本人の存在確認を行い、死亡が確認された場合に電子メールを遺族に送付するサービスも行われているが、我が国では、類似のサービスはあるが法的根拠が無いことを明示してサービスしているのが実態。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	民法第七章 遺言 第一節 総則 第九百六十七条 【普通方式の種類】 遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、これを行うことができない。 第二節 遺言の方式 第九百六十七条 【普通方式の種類】 遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によつてこれをしなければならない。 定義等の関連記述が以下条文に明示されているが、電磁的な記録に対しては全く規定が無い状況となっています。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	電磁的な記録において、記録記載者の本人性及び当該記録の存在証明の検証を可能とした、電子署名及び第三者による時刻認証サービス（タイムスタンプ）の技術並びに、仕組みが確立されていることから、これらの技術・仕組みを活用することで電子情報の完全性を確保することで電磁的な遺言書に対する規制を緩和していただきたい。 電子情報の完全性を担保する技術として、第三者による時刻認証の仕組みであるタイムスタンプ技術が確立されています。 タイムスタンプは電子情報発生時に付与することで、その時点に電子データの存在していたこととその後改ざんされていないことが検証できる技術です。 なお、タイムスタンプ技術は IS018014 で国際的に規定されており、JIS においても JISX5063 に規定されています。 また平成 17 年 2 月から（財）日本データ通信協会において「タイムビジネス信頼・安心認定制度」が機能しておりますため、認定タイムスタンプの活用を推奨します。 長期にわたって電子データの完全性を担保する技術として、電子署名とタイムスタンプを利用した方式で、JIS において、CMS 利用電子署名（CADES）の長期署名プロファイルと、XML 利用電子署名（XAdES）の長期署名プロファイルが、それぞれ JISX5092 および JISX5093 として規定されています。 電磁的な記録を遺言書として含めることにより、利用者に簡便な方法を提供することが出来ることにより、電磁的遺言書の普及を図ることによって、

	本人没後の親族間の紛争等を避けることが可能となると考えます。
--	--------------------------------

意見提出者	個人
1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>2008年5月に出会い系サイト事業者の届け出の義務化を中心とする出会い系サイト規制法の改正法が成立、そして同年12月から施行された。その後、こちらの記事 (http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0904/02/news085.html) によると、警視庁が2009年2月から3月にかけてミクシィなどのSNS運営各社に対して書き込みの削除要請をしていたとある。ところが、あるSNSでは内容の精査も無く出会いに関するコミュニティが全て削除されるという事態が起きた。また、2009年5月には警視庁がmixiなどSNSサイトの年齢確認の厳罰化を要請。 (http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20392643,00.htm 参照)</p> <p>さらに2009年6月には無届け出会い系サイト運営容疑で逮捕者まで出るという事態が起きている (http://journal.mycom.co.jp/news/2009/06/02/057/index.html 参照)</p> <p>これらの例からしても警察による出会い系サイト規制法の拡大解釈・恣意的運用によって、ネット利用における不必要で有害な委縮効果が発生していることは明らかである。</p> <p>さらに2010年8月に警視庁は無料レンタル掲示板が無届けの出会い系サイトとして利用され未成年者が被害に遭う犯罪の温床になっているとして、13のサービスを運営する東京都内の9社に対し管理徹底や法律順序を要請したということが起きた (http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20100817-00000053-jij-soci 参照)</p> <p>警視庁少年育成課はさらに各社に法律の周知徹底や監視強化だけでなく、利用者の匿名性排除まで求めているとのことだがこれは言論の自由の侵害に他ならない。また、無料レンタル掲示板まで出会い系サイトの対象とするのは明らかな拡大解釈である。このように無料レンタル掲示板が出会い系サイトとするのであるならば、インターネット上で異性と出会う場所は全て出会い系サイトということになってしまう。</p> <p>すでに逮捕者も出ており、出会い系サイト規制法は定義等が曖昧なため別件逮捕のツールとしても使われ、またこの制度によって与えられる不透明な許認可権限により警察の出会い系サイト業者との癒着や天下り利権の強化を招く恐れが強い。出会い系サイト規制法を去年の改正前の状態に戻すことだけでなく、危険な法律の運用について慎重に議論すべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害	出会い系サイト規制法

する制度・ 規制等の根 拠	
4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案	出会い系サイト規制法を改正前の状態に速やかに戻す

意見提出者	個人
1. 項目	携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>2008年6月に携帯電話のフィルタリングの義務化を中心とした青少年ネット規制法が成立され、2009年4月から施行されている。</p> <p>東京都等の地方自治体が青少年健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由によってしか子供のフィルタリングの解除を認めず、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタリングの実質完全義務化を推し進めようとしている。</p> <p>東京都では既に廃案となった青少年健全育成条例の改正案の中にフィルタリングの義務化の一環としてフィルタリングされている携帯を子供に持たせようとする案が含まれていた。しかし、この案は都議会において反対が多かったため結局成立はされなかった。反対理由として、携帯の機能をさらに低下させた物を子供に持たせることはどうなのかという意見があった。フィルタリングを使えば、携帯で得られる情報は限られるためこの意見は妥当で改正案が廃案になったのも当然である。</p> <p>現在、18歳未満の人が契約をした場合フィルタリングがかかってしまうがフィルタリングがかけられてしまうと政治家の名前を検索できなくなり、さらにツイッターが利用できなくなってしまう。ツイッターに関しては閲覧規制の対象となるブラックリストにも含まれている。これに関し、ソフトバンクの社長である孫正義氏が「大人と学生がコミュニケーションできない、そんなナンセンスなことは許されない」と答えている。 (http://www.j-cast.com/2010/05/18066713.html?p=all 参照)</p> <p>先の出会い系サイト規制法に絡めると、ツイッターでも異性と出会えることができるため出会い系サイトの一つと見なされる恐れもある。</p> <p>携帯フィルタリングについて、ブラックリスト方式であるならば、まずブラックリストに載せる基準の明確化から行なうべきである。また、不当なブラックリスト指定については携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせ無料で解除する簡単な手続きを備えてあればそれで良く、健全サイト第三者機関などは必要ない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年ネット規制法 ・各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討（東京都の条例の正式名称は「東京都青少年の健全な育成に関する条例」）
4. ICT利	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年ネット規制法を廃止する

活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	・東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対し、その不適切な情報規制推進について、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出す。
------------------------------	---

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の児童ポルノ規制法の第2条第3号では「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」と曖昧な規定によって定義されているのも含め、児童ポルノの提供及び提供目的の所持まで規制されている。ところが、最近では2009年6月に女子高生の水着を撮影したDVDを児童ポルノとして製造容疑でビデオ販売会社社長他が逮捕された事件</p> <p>(http://www.47news.jp/CN/200907/CN2009071901000294.html 参照)など、警察による法律の拡大解釈や恣意的運用が止まることを知らず、現行法の運用に関してもインターネット利用の全てが危険な状態に置かれているのである。</p> <p>そのような危険な状況でありながら、自民党と公明党は児童ポルノ規制法の規制強化を企て「自身の性的好奇心を満たす目的」という主観的要件のみで児童ポルノ所持を禁止にするという単純所持規制を含む法改正案を第171回国会に提出した。民主党は危険な反復取得罪を含む法改正案を提出し、国会で審議が行なわれた。しかし、第171回国会が解散したことによってこれらの法改正案は一旦廃案となった。ところが、自民公明両党が再提出をして今なお継続審議とされている。現状として、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとする法改正の検討が今後も続けかねられないと言う危険な状態に変わりはないのである。</p> <p>また、2009年6月には警視庁や総務省などの規制を行なう側の官庁が絡む形となり、実質検閲と変わりがないサイトブロッキングを検討する児童ポルノ流通防止協議会を発足。この協議会では児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドラインが作られ、さらに警察庁からアドレスリスト作成管理団体の公募も行われ、またさらに2010年7月には内閣府の児童ポルノ排除対策ワーキングチームと犯罪対策閣僚会議によって2010年度中にサイトブロッキングを自主規制として導入するという目標を含む児童ポルノ排除総合対策がとりまとめられた。</p> <p>児童ポルノ規制の問題として自民公明など規制を推進する側は単純所持規制だけでなくアニメや漫画、ゲーム等の架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されることがあるがこのような対象の拡大は児童保護という当初の法目的を大きく逸脱しており異常規制に他ならないのである。アニメや漫画、ゲームなどの架空の表現でいくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的証拠は一つもない。未だにこの点については単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査だけであり、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くならないのである。また、どんな法律に基づく権利であっても権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作</p>

物・表現に対する規制は何をもっても正当化されないのである。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されないのである。

単純所持規制も創作物規制も両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に議論の末に除外された規制である。いくら規制推進派が何を言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法変化の事実の変化は何一つない。

児童ポルノ規制法に関して検討すべきことは現行でも過度に広範であり、違憲の誹りを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみである

次にサイトブロッキングであるが、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいてインターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロッキング等を行うことは、実質的な検閲に他ならず、決して行われてはならないことなのである。さらにいくら中間に団体を介そうとしても、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。

これはこのようなリストに基づくブロッキングが自主的な民間の取組という名目で取り繕おうとしても憲法に規定されている表現の自由や通信の秘密、検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないかということの根本的な理由であり、小手先の運用や方式の変更などでどうにかなる問題ではない。表現の自由には知る権利や情報アクセスの権利も含まれている。

このように自主規制と称しながら、内閣府の児童ポルノワーキングチームや犯罪閣僚会議といった官主導の会議で実質的な検閲に他ならないブロッキングの導入方針を決めるなど、異常極まりないことである。政府にあっては、速やかに自らの過ちを認め、閣議決定等により危険かつ有害無益な規制強化の方針決定の撤回を行うべきである。

政府においては児童ポルノを対象とするものにしろ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、前国会のような危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにすべきである。

ブロッキングに関する広報や啓発を行なう必要があるのであれば、現時点では権力側によるその濫用の防止が不可能であり、表現の自由や通信の秘密といった憲法に規定された国民の基本的な権利に照らし合わせ問題のない運用を行うことが不可能であるという問題の周知にのみ努めるべきである。

次に国際動向についてだが、2008年11月にブラジルの都市リオデジャネイロにて行なわれた児童ポルノの閲覧の犯罪化と創作物の規制まで求める「子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」の根拠のない宣言（いわゆるリオデジャネイロ宣言）を国際動向として一方的に取り上げ、児童ポルノ規制の強化の正当化をすることなどあってはならないのである。児童ポルノ規制に関しては、2008年にアメリカにてFBIが偽リンクによる罅捜査を実行し、偽リンクをクリックした者が児童ポルノをダウンロードしようとしたということで逮捕、有罪にされるという恣意的運用を行なった

(http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323_fbi_fake_hyperlink/参照)

また、単なる授乳写真が児童ポルノに当たるとして裁判になり、平和だった一家が崩壊しており

(<http://suzacu.blog42.fc2.com/blog-entry-52.html> 参照)

また、日本のアダルトコミックを所持していたとして、児童の性的虐待を何ら行ったことも無く、考えたことも無い単なる漫画のコレクターが司法取引で有罪とされた事件

(<http://wiredvision.jp/news/200905/2009052923.html> 参照)

など非人道的なことが行なわれた例がある。また、西欧キリスト教諸国では単純所持規制を導入して先に挙げた例のようなことが行なわれているのである。

しかし、欧米では情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ており、アメリカにおいても、2009年1月に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2009年2月に連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されており、去年与党に入ったドイツ自由民主党の働きかけで、法施行が見送られ、ドイツは政府としてブロッキング撤廃の方針を打ち出し、欧州レベルでのブロッキング導入に反対している

(<http://www.welt.de/die-welt/vermischtes/article6531961/Loeschung-von-Kinderpornografie-im-Netz.html>

<http://www.zeit.de/newsticker/2010/3/29/iptc-bdt-20100328-736-24360866xml> 参照)

など注目されるべき点がある。

また、スイスにおいては最近発表された調査で2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制の根拠は完全に否定されているのである

(<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)

政府・与党内の検討において、このような国際動向も取り上げるべきであり、先に挙げたリオデジャネイロ宣言だけを見るといった一方的な見方で国際動向を決めつけるべきではない。

そして児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制

	<p>を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきである。また、最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあつてはならないことであると日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけるべきである。</p> <p>最後に児童ポルノ排除対策ワーキングチームについてだが、2010年5月27日から6月7日に行なわれた児童ポルノ排除総合対策案に対するパブコメの期間は実質10日程度とあまりにも短く、到底国民の意見を聞く気があるとは思えない形で意見募集が行われている。パブコメの結果についても、運用以前の問題としてブロッキング等に反対する意見が圧倒的多数だったと思われるにもかかわらず、「運用面での配慮を求める意見が相当数寄せられた」と国民から寄せられた意見を勝手に歪曲し、さらに結果の概要にパブコメとは無関係の新聞記事を付けて印象操作を行うなど、到底許されざる恣意的操作を内閣府はパブコメ結果に加えたのである。</p> <p>このワーキングチームについては議事録や議事の進め方、対策のとりまとめ方等の点で不透明であり問題だらけのこのようなチームで表現の自由を含む国民の基本的権利に関わる重大な検討が進められることなど論外であり、このような検討しかできず実質出来レースであり密室で政策の談合を行なうワーキングチームは即刻解散すべきである。</p> <p>しかし、今後児童ポルノ規制について何らかの検討を行なうのであれば、その検討会は下位グループまで含め全て開催の度数日以内に速やかに議事録の公表をし、また有識者には表現の自由に関する問題に詳しい情報法・憲法の専門家や児童ポルノ法の実務に携わりその本当の問題点を熟知している法律家、規制強化に慎重あるいは反対の意見を有する弁護士等と呼ぶこと。危険な規制強化の結論ありきで報告書をまとめる前にきちんとパブコメを少なくとも1月程度の募集期間を設けて取ること。提出されたパブコメは概要のみではなく全文を公開するなど、児童ポルノ規制の本当の問題点を把握した上で検討が進められるようにするべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>児童ポルノ規制法</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の児童ポルノ規制法について、速やかに児童ポルノの定義の厳格化のみの法改正を行う ・ 児童ポルノを対象とするものにしろ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないことと閣議決定する ・ 児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきであること、最も根本

的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体が通信の秘密や情報アクセスの権利でありプライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかける

- ・内閣府の児童ポルノ対策ワーキングチーム等を解散して、サイトブロッキングの導入に関する検討を停止する

意見提出者	国際航業株式会社 空間情報推進本部
1. 項目	地理空間情報の利活用に関する規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>地方自治体で整備される地理空間情報（航空写真を含む）が流通していないため、結果、重複投資や地理空間情報の有効活用がなされていない。</p> <p>例えば固定資産税の客体把握のために撮影される航空写真は維持管理される計画図、台帳図等に利活用することができる。また、各部門で整備される地理空間情報は他の部門においても活用でき、共用することでコスト縮減や維持更新の負担を軽減することができる。しかし、地方税法や地方公務員法で規定される“職務上知りえた秘密”に対する解釈や取扱いが曖昧であるために、一般でも流通している航空写真や地図においても庁内の複数の部署へ利用することができない自治体が多い。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>地方税法第二十二条</p> <p>地方公務員法第三十四条第一項</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>地理空間情報活用推進基本法および、地理空間情報活用推進計画に基づき、現在、地理空間情報の二次利用促進に関するガイドラインや地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドラインが検討されているところと理解している。これらの検討にあわせて、航空写真や地図は職務上知りえた秘密に該当しないことや二次利用の条件等がより明確になるよう、施行規則の策定がのぞまれる。</p>

意見提出者	国際航業株式会社 空間情報推進本部
1. 項目	国・地方自治体で維持・更新される図面類の電子化の義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国・地方自治体で維持管理されている図面の多くが流通されていないため、結果、重複投資や地理空間情報の有効活用がなされていない。</p> <p>国・地方自治体の各部署で維持・管理される図面類が電子化されれば地理空間情報として他の部署、隣接する市町村、地理空間情報を活用した民間企業の事業創出などに役立つ。</p> <p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律においても、電子化してもよいことが明記されているが、国・地方自治体では、図面類（付図、台帳図、計画図等）の電子化（デジタル化）が不十分（多くは紙図面での活用）であるため、流通・有効活用することができない。</p> <p>■道路分野における事例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報公開請求により閲覧可能ではあるが、能動的に情報提供を行っているケースは少なく、手続きに時間を要する。 2. 道路台帳付図は、原図・紙媒体による開示が殆どであり、システムによる再利用がしにくい。 3. 原図・紙媒体に個人情報が記載されている場合、個人情報を削除するのに期間・費用を要するが、電子化されていれば加工・削除が容易である。 <p>■河川分野における事例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報公開請求により閲覧可能ではあるが、能動的に情報提供を行っているケースは少なく、手続きに時間を要する。 2. システムによる再利用がしにくい。都道府県で行う指定区間の1級河川の管理には、河川台帳の調整・保管が含まれていない（管理者と台帳の調整・保管を行う者が異なる）ため、管理効率化のための台帳電子化が進まない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>道路法第二十八条 道路法施行規則第四条の二 都市計画法第四条2、第五条、第六条、十四条、五十三条 都市計画法施行規則第九条、三十九条 河川法 第十二条 河川法施行規則 第二条、第四条、第五条、第六条</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性について	<p>新たな情報通信技術戦略（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）で示された、“オープンガバメント等の確立”や、“高度道路交通システム（ITS）等を用いた自動車からのCO2の排出削減を加速”といった目標を実現するためにも、付図・計画図等の図面類の維持・管理を義務付ける個別の法律および施行規則に電子化および二次利用可能な形での情報の公開を義務付けるべき。</p>

の提案	
-----	--

意見提出者	国際航業株式会社 空間情報推進本部
1. 項目	気象予報業務に対する規制緩和（気象庁以外の者が行う業務の規制緩和）
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>近年、気象、地象、水象の予報の提供方法、並びに受領方法は、高度化、多様化している。しかし、重大な災害の起こる恐れのある旨を警告して行う予報（警報と呼ぶ）は、気象庁（もしくは、気象庁の警報事項を適時受け取ることができない市町村の長）の独占業務となっており、気象庁以外の者が提供することはできない。</p> <p>気象庁以外の者が設置した独自の高密度な観測網による観測結果に基づいた予報であっても、それが警報にあたる場合には、当該情報を提供することができない状況にある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>気象業務法 第17条 気象業務法 第23条 気象業務法施行令 8条</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>警報の提供に関して、観測方法、予測手法、報告義務等は、一定の基準やルールを策定し、これを満たす必要があるが、気象庁以外の者においても警報提供を実施できるよう、規制を緩和する必要がある。これにより、観測網の充実化による予測精度向上や、予測結果の検証が可能となり、予測手法の高度化が期待できる。</p>

意見提出者	国際航業株式会社 空間情報推進本部
1. 項目	官公庁が実施する建設関連の電子納品の徹底
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>建設関連の電子納品は、国土交通省が中心となり進められてきているが、地方自治体の取り組みは遅れている状況にある。</p> <p>官公庁が実施する公共建築物、構造物等の各種設計図書や施工図書の納品規定が明確でないことから、電子データの再利用が保証されていない。</p> <p>また各地方自治体に推進を委ねていることから、実施にバラツキがある。</p> <p>要領・ガイドラインの内容に差異が生じているため、納品する設計・工事請負業者側が対応に苦慮したり、目標とする技術レベルが設定できない。</p> <p>また「CALs/EC 地方展開アクションプログラム（全国版）」は、策定から10年近く経過しているが、内容が更新されていない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>地方自治体の土木設計業務等共通仕様書</p> <p>地方自治体の土木工事共通仕様書</p> <p>電子納品運用ガイドライン (http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi_guide.htm)</p> <p>「CALs/EC 地方展開アクションプログラム（全国版）」</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	官公庁が実施する建設関連の電子納品の義務化を明確に規定するとともに、請負者側で過度な負担を強いらぬよう、必要な支援措置を検討・実施する。

意見提出者	国際航業株式会社 空間情報推進本部
1. 項目	情報公開に関する規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現時点は、情報公開法に基づき、開示請求を行えば、情報の閲覧・入手は可能であるものの、手続きに時間を要する。また、提供されたデータがデフォルメ（間引き）されている場合があり、情報をリアルタイムに入手し、分析・加工して再度提供することができない（例えば、気象データ、水象データ、海底地形データ、交通事故データ等）。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	行政機関の保有する情報の公開に関する法律 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	新たな情報通信技術戦略（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）で示された、“オープンガバメント等の確立”という方向性は歓迎される。当該施策の推進にあたって、観測・計測データを積極的に詳細なものを広く公開、提供するための、ルールや仕組みを構築する必要があると考えられる。なお、行政として当該データを、長期間蓄積し、最新データだけでなく、過去の情報も提供される必要があると考えられる。これらに基づき当該法、関係施行令等において、情報公開請求によらずとも、行政が能動的に二次利用可能な形式での情報の提供を行うように規定すべきである。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>○児童ポルノ規制法について</p> <p>(1) 定義が曖昧。 現状の定義の一つである、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」は、子どもの水着写真や親子と一緒に入浴している写真、おむつをはいた赤ん坊の写真すら、児童ポルノとして扱われかねない。 これでは我が子の成長記録を取ることすらままならない。 現在の定義のままでは、ICTの利活用に止まらず、国民生活全般を阻害していることになる。</p> <p>また、最近では東京都青少年健全育成条例に代表されるが、創作物もまた児童ポルノとして扱おうとする動きが見られる。 創作物への表現規制は、憲法21条の『表現の自由』や『知る権利』を侵害する、重大な憲法違反であるため、断固反対する。</p> <p>創作物上の登場人物には人権がなく（実在しないのだから法的に人権が保障されているわけがない）、また創作物上で登場人物がどんなに性的に搾取されるような描写があろうと、実在の児童の人権が侵害されることはない。（実在の児童に性被害が発生しているわけではないため）</p> <p>創作物すら児童ポルノとして扱おうとするのは、もはや実在の児童を救うという名目を外れており、公権力による表現の自由および言論の自由の弾圧、内心の自由への侵害に当たる。</p> <p>(2) 単純所持規制は弊害が多く、冤罪・別件逮捕を生み、国民生活を脅かす。 国会では、現在でも継続審議という形で単純所持規制の導入も検討されていたが、これも(1)同様に、ICTの利活用に止まらず、国民生活全般を著しく阻害することになるため、単純所持規制には断固反対である。</p> <p>単純所持規制を導入している海外では、以下のような弊害が発生している。</p> <p>『日本のマンガを集めていた米国人、児童ポルノ禁止法違反で有罪に』 http://wiredvision.jp/news/200905/2009052923.html</p> <p>(引用) 児童の性的虐待および猥褻の様子を描写した日本のマンガ本を輸入・所持し、わいせつ物を所持していたとして起訴されていた米国のコミック本コレクターが、有罪を認めた。</p>

(略)

Handley 容疑者は、児童ポルノ禁止法『2003 Protect Act』の下で起訴されていた。未成年が性的な行為に関わる様子を描写し、「正当な文学、芸術、政治、科学的価値」を欠くマンガや図画、彫刻作品、絵画を禁止する法律だ。

Handley 容疑者が有罪を認めたことにより、同容疑者は、実写による児童ポルノの収集や閲覧という証拠なしで、マンガ本の所持により同法の下で有罪となる最初の人物となる。Handley 容疑者は懲役15年以下の判決を受けることになる。

コミック本のファンたちは、マンガを理由にして人々を刑務所に入れても、性的虐待から子供たちを守るのに何の役にも立たないと主張し、今回の事件に危機感を募らせている(PDF ファイル)。

(略)

2003年の法律では、禁止する対象の適用範囲を狭めており、容疑者が属するコミュニティの人々が「わいせつ」だと見なすであろう表現物だけを対象にしている。[日本語版過去記事によると、定義を狭め、本物の児童ポルノ画像と「見分けがつかない」コンピューター画像のみを禁止している。ただし、思春期前の少年少女を扱った視覚的なポルノで、最高裁が定義する「わいせつ」の範疇に当てはまるものについては、線描画、漫画、絵画、彫刻を含め、その一切を禁じている]

(引用終了)

『米国』我が子への授乳写真は児童ポルノ？ その1』
<http://suzacu.blog42.fc2.com/blog-entry-52.html>

(引用)

満1歳の我が子に授乳していた母親がその写真を父親に撮らせた。ところがその写真は警察に児童ポルノと判定され両親は逮捕された。さらに二人の子供たちは児童保護局に身柄を保護され児童養護施設に隔離された。両親は児童ポルノの単純所持違反として起訴され、20年以下の懲役を求刑された・・・

アメリカのテキサス州で発生した事件だ。

(引用終了)

一番目の事例は、創作物が児童ポルノとして当てはめられ、起訴されたというもの。

しかし、創作物は児童ポルノには当てはまらないのは、先に述べたとおりである。

創作物を規制するよりも、実際に被害に遭った児童の保護とケアに力を注ぐべき。

創作物や家族写真等の『実際の被害児童が存在しない』物まで規制対象とするのは、実在の児童を救うという観点から言えば、まったくの無意味である。

二番目の事例は、何の罪もない一家が公権力に人生を狂わされるという、悲惨極まりないものだ。

過去の事件とはいえ、単純所持を導入しようと試みるならば、十分に検討しなければならない事例である。

日本における現在の児童ポルノの定義のまま、単純所持規制を導入してしまえば、事例の一家を襲った悲劇が日本でも起こりうる可能性は十分にありえる。

児童ポルノの規制を進めるのであれば、これらの弊害事例についても検討すべき。

単純所持規制は、児童ポルノの定義を厳格化すれば導入しても構わないという意見もあるかもしれないが、決して導入してはいけない。

なぜなら、自分のメールアドレスに、悪意ある他人が『児童ポルノ』を送りつけてくる場合もありえるからだ。

また、自身のカバンの中に『児童ポルノ』を忍び込まされる場合も考えられる。

もしも悪意のある他人が警察に「〇〇は児童ポルノを所持している」と通報したら、逮捕されるのは、児童ポルノをメールやカバンの中に送られてしまった側（被害者）である。

そうなった場合、自分の無実を証明するのは、大変な労力と時間が必要である。

たとえ無実であろうと、一度家宅捜索や逮捕などされてしまえば、国民の社会的損失は計り知れない。

冤罪は一個人の人生を十分に破壊する、国家権力が侵した重罪であるということを自覚すべき。

また、単純所持規制は、別件逮捕のための手段としても利用されてしまいかねない。

警察権力に必要以上の権限を与えてしまうことは、国民生活を十分に脅かすことになる。

単純所持規制では、実際に性的被害に遭っている児童を救うことは決してできないことを、十分に心得ていただきたい。

○サイトのブロッキングは 通信の秘密に抵触する。

先月末に政府がブロッキング実施に向けた対策を進めていくことが発表、かつ10月からブロッキングの試験運用が開始されるとの事だが、ブロッキングには断固反対する。

『児童ポルノのブロッキング、正式決定 犯罪対策閣僚会議』

<http://www.asahi.com/national/update/0727/TKY201007270208.html>

引用)

「児童ポルノ」をインターネット上で閲覧できないようにプロバイダーが遮断する「ブロッキング」を盛り込んだ「児童ポルノ排除総合対策案」が、27日に開かれた政府の犯罪対策閣僚会議で正式に決まった。今後、関係省庁がこの案に基づきブロッキング実施に向けた対策を進める。（朝日新聞27日）

引用終了)

『児童ポルノ遮断 試験的運用へ』

<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20100819/k10013437161000.html>

引用)

児童ポルノを載せているサイトをインターネットから強制的に遮断する「ブロッキング」と呼ばれる新たな対策の試験的な運用が、国内で、ことしの10月ごろから始まることになりました。

引用終了)

ブロッキングに関しては、こちらのウェブサイト（PDF）でブロッキングの仕組みや問題点、法律問題について解説されている。

『児童ポルノのブロッキングに関する法律問題』

<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/iw/2009/proceedings/f1/iw2009-f1-05.pdf>

DNSブロッキングもハイブリッド・フィルタリングは両者ともメリット、デメリットが存在する。

ブロッキングの問題点として、

- 1) オーバーブロッキング（DNS）
- 2) 設置負担が大きい（ハイブリット）
- 3) 通信の秘密を著しく侵害する（両方）
- 4) 国家による検閲（両方）

等々が挙げられる。

児童ポルノの定義が曖昧な状態では、どのようなコンテンツが違法とされるかわからず、表現の萎縮を招きかねない。

ネット上の児童ポルノ対策は、あくまでも業界側の自主規制に一任するべき。

	<p>行政が業界に自主規制を促すのは、権力による多大な圧力であり、過剰な萎縮を生む可能性が十分にありえる。</p> <p>また、警察権力と密接に関わっている団体（インターネットホットラインセンター、インターネット協会等）にブロッキングするアドレスをリスト管理させることは、公権力による恣意的運用の可能性が否めず、賛同できない。</p> <p>ブロッキングは、実際に被害者が存在する児童ポルノ画像を発信しているサイトに対し、削除要請をしてもまったくその動きが見られない場合の、最終手段としての措置に留めるべき。</p> <p>また、悪質な児童ポルノ発信者の摘発は現行法でも十分可能であり、ブロッキングによる遮断は警察の怠慢であるといわざるを得ない。</p> <p>もしブロッキングを導入するなら、1) アドレスリスト作成団体は警察組織関連団体以外の組織で作ること、2) 作成したアドレスリストは公開すること、3) ユーザーからアドレスリスト削除願いを提出することができること、4) 適法コンテンツを含むサイトがブロッキングされた場合の救済処置、5) 間違えて適法サイトをブロッキングした場合の罰則等、国家権力による恣意的運用を極力削ぐことが可能な体制を作り上げるべき。</p> <p>ブロッキングの弊害として、例えば「荒らし目的で掲示板に児童ポルノ画像が張られた場合、被害を被ったサイトがさらにブロッキングの対象になりかねない」ということも考えられる。</p> <p>通信の秘密への侵害、オーバーブロッキングによる弊害および海外での弊害事例、児童ポルノ画像の発信数および性犯罪率の国際比較（日本は児童ポルノの発信数も性犯罪率も低い）、自国の児童ポルノの定義の曖昧さ等、国民への説明がまったく不十分な状態で、国家検閲にもなりえる（そのうえ、弊害が出た場合の責任は国家ではなく事業者にある）ブロッキングを導入することは、断じて反対である。</p> <p>ブロッキングを行なう側が、恣意的な運用は絶対に行なわないという保障はまったくない。</p> <p>日本における冤罪発生数が、過去50年に渡って『0』であるならば、運用側を全面的に信用できるが、実際には冤罪が多数発生しており、罪のない人々が何十年と苦しみ続けている。</p> <p>戦前の治安維持法のように、権力の暴走もありえる中で、ブロッキングという強力な方法が採用されることに、大変危惧を感じる。</p> <p>ブロッキングは、ICTの利活用に多大な弊害をもたらすだけでなく、国家による検閲行為であることを自覚するべき。</p>
3. ICT利活用を阻害	<p>児童ポルノ規制法 （正式名称「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等</p>

<p>する制度・規制等の根拠</p>	<p>に関する法律」)</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>○児童ポルノの定義の厳格化。</p> <p>→児童ポルノの製作過程において、実在する児童が実際に被害に遭った場合のみに限定。</p> <p>→漫画、アニメ、ゲーム、グラビア写真集等の創作物や、子どもの水着写真等の日常的に撮影された物は含まない。</p> <p>○単純所持規制導入の検討を廃止。</p> <p>○サイトブロッキング導入の検討を廃止。</p> <p>○単純所持規制またはサイトブロッキングの導入を行なった諸外国の実情の調査及び研究を進める。</p> <p>→単純所持規制やブロッキングを導入したことで、実際に児童ポルノの発信件数は低下したか否か。</p> <p>→諸外国ならびに日本国内における性犯罪数の国際比較</p> <p>→諸外国の弊害事例</p> <p>○児童ポルノワーキングチームをいったん解散し、規制賛成、慎重、反対それぞれの識者と一般人を交えて、議論をやり直す。</p> <p>○調査、議論を尽くした上で、なおブロッキング導入が必要だと結論したならば、導入の際は以下の点を遵守すべき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) アドレスリスト作成団体は警察組織関連団体 (インターネットホットラインセンター、インターネット協会等) 以外の組織で作ること 2) 作成したアドレスリストは公開する 3) ユーザーからアドレスリスト削除願いを提出することができる 4) 適法コンテンツを含むサイトがブロッキングされた場合の救済処置を設ける 5) 間違えて適法サイトをブロッキングした場合の罰則を設ける

	<p>6) 事業者だけでなく、警察やアドレス作成団体にも責任を課す</p> <p>7) 実際に被害者が存在する児童ポルノ画像を発信しているサイトに対し、削除要請をしてもその動きが見られない場合の、最終手段としての措置に留める</p>
--	--

意見提出者	社団法人全国地方銀行協会
1. 項目	電子納付にかかる指定金融機関制度の改正
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>地方税等の収納は、地方自治法令により、各地方公共団体がそれぞれ指定金融機関、収納代理金融機関等（以下、指定金融機関等という）を指定して、納入に関する書類（電磁的記録も含む）に基づき、収納の事務を取り扱わせる制度（指定金融機関制度）となっている。このため、納税者は、各地方公共団体の指定金融機関等以外では地方税等の納付ができない。</p> <p>電子納付については、技術的には、マルチペイメントネットワークを活用した電子納付（ペイジー）を取り扱っている全ての金融機関から納税者が電子納付を行うことが可能となっているが、制度的には、前述のとおり各地方公共団体の指定金融機関等以外からは電子納付を行えないという制約があるため、地方公共団体が電子納付を実施した場合でも、納税者や地方公共団体が電子納付の利便性や事務の効率化等のメリットを十分享受できない状況となっている。</p> <p>また、国税が平成21年9月から導入したペイジー「ダイレクト方式」は法人の申告税の電子納付に適しているが、同方式を地方税等に導入しても、納付できる金融機関が指定金融機関等の範囲に限定されたままでは、納税者にとっては、利用しにくいこととなる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第235条 ・地方自治法施行令第168条、第168条の3第1項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>電子納付を推進する観点から、各地方公共団体における指定の有無に関わらず、電子納付（ペイジー）の取扱いが可能な全ての金融機関から納税者が地方税等の電子納付を行えるよう指定金融機関制度を改正（電子納付を同制度の適用外とする）する。</p>

意見提出者	社団法人全国地方銀行協会
-------	--------------

1. 項目	地方税の納付書様式の制定方法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>地方自治法施行令により、指定金融機関等は納入に関する書類に基づかなければ地方税等の収納ができない。また、当該書類（以下、納付書という）の様式は同施行令に基づく財務に関し必要な事項として、各地方公共団体が財務規則等で独自に定めている。</p> <p>総務省では、平成19年3月に、マルチペイメントネットワークを活用した電子納付（ペイジー）の導入に際しては、納付書の様式をマルチペイメントネットワーク標準帳票に準拠する必要がある旨留意通達を出状している。また、政府の「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）では、総務省が地方公共団体あてに様式例を提示することを通じて、その早期統一の実現へ向けた努力を継続するとされている。しかしながら、その後、納付書様式の早期統一に向けた有効な措置が取られておらず、納付書様式の統一化が進んでいない。</p> <p>当協会の調査に基づく試算では、納付書様式の種類は、全国で約4万7,000種類にもものぼると推計され、こうした状況が電子納付の普及や地方公共団体の税業務の電子化、金融機関の事務処理の効率化を阻害していると考えられる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法施行令第168条の3第1項、第173条の2
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>納付書様式については、既に民間金融機関において、「マルチペイメントネットワーク標準帳票ガイドライン」により定めており、金融機関、コンビニ等において共通で使用されている。電子納付の推進ならびに地方公共団体の内部事務の効率化のためには、納付書の様式を本標準帳票に準じたものとするのが合理的であり、同様式を法令・規則等で定めるべきである。</p> <p>また、納付書様式の統一化に際しては、各地方公共団体において地方税の収納等のシステム変更が必要となり、多大な経費負担が生じることが課題となっている。総務省において、クラウドコンピューティングを活用した情報システムの集約と共同利用を通じて、地方公共団体のシステム関係のコスト削減と業務改革を推進しているが、納付書様式の統一のシステム改修負担軽減策（納付書作成処理の共同化等）についても検討すべきである。</p>

意見提出者	社団法人全国地方銀行協会
1. 項目	自動車継続検査時の納税証明書の提示
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>自動車の継続検査（車検）時には、道路運送車両法により、自動車税（軽自動車税を含む）の納税証明書を提示することが義務付けられている。</p> <p>上記の納税証明書の提示が義務付けられていることから、納税者は、電子納付を行った場合でも、あらためて金融機関窓口で納付書に収納印の押捺を受けるか、地方公共団体から納税証明書の発行を受けて、同書面を提示しなければならない。</p> <p>このために、電子納付の利便性が損なわれ、電子納付が進まない要因となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法第97条の2
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>税務情報は個人情報であり、その取扱いは厳格にする必要がある。このため、電子行政の一環として、個人情報保護を確保のうえ自動車税（軽自動車税を含む）の納付記録に係る各都道府県と国とのデータ連携を実現し、納税者の負担となっている車検時の納税証明書の提示を不要とする。</p>

意見提出者	社団法人全国地方銀行協会
1. 項目	金融機関における労働保険料の申告書受付と回付事務
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>金融機関では、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則により、毎年度の初回の保険料収納時に、併せて労働保険料の申告書を受付け、各地労働局に回付する事務を取扱っている。</p> <p>こうした回付事務は、他省庁の申告手続きでは例がなく、金融機関にとっても特殊かつ負担が大きい事務となっている。</p> <p>これまで、厚生労働省においては、国民の利便性向上の観点から、電子申告・電子納付の推進が行われている。しかしながら、事業主は金融機関窓口に出向く負担があるにもかかわらず、労働保険料の申告・納付が一度に済む金融機関窓口を選択する傾向にある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第38条第2項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>電子申告・電子納付の推進の観点から、労働保険料について、ペイジー「ダイレクト方式」による電子納付を早期に実施し、労働保険加入者である事業主に対して、電子申告と電子納付の利用を積極的に働きかけるとともに、金融機関における労働保険料の申告書の受付と回付事務を廃止し、事業主が電子申告あるいは各地労働局などに直接申告する本来の取扱いに変更する。</p>